

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜第2号＞

平成22年第6回沖縄県議会（12月定例会）

平成22年12月17日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成22年12月17日 金曜日
開 会 午前10時5分
散 会 午後4時6分

場 所

第1委員会室

議 題

- 1 甲第3号議案 平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算(第1号)
- 2 乙第20号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 3 陳情平成20年第198号、同第201号、陳情平成21年第123号、同第129号、同第130号、同第174号の2、同第191号、同第194号、陳情第15号、第19号、第35号、第36号、第47号、第55号、第56号、第59号、第146号、第180号、第181号、第188号、第189号及び第193号
- 4 労働問題について(駐留軍等労働者の復職問題について)
- 5 閉会中継続審査・調査について
- 6 視察・調査日程について

出 席 委 員

委 員 長 玉 城 ノブ子 さん
副 委 員 長 瑞慶覧 功 君
委 員 中 川 京 貴 君
委 員 座喜味 一 幸 君
委 員 辻 野 ヒロ子 さん

委	員	具	志	孝	助	君
委	員	仲	宗	根	悟	君
委	員	当	銘	勝	雄	君
委	員	渡	久	地	修	君
委	員	前	島	明	男	君
委	員	玉	城		満	君
委	員	上	里	直	司	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農	林	水	産	部	長	比	嘉	俊	昭	君
農	漁	村	基	盤	統	知	念		武	君
糖	業	農	産	課	長	島	尻	勝	広	君
農	地	水	利	課	長	前	田	幹	男	君
水	産	課	長			勝	俣	亜	生	君
観	光	商	工	部	長	勝	目	和	夫	君
産	業	政	策	課	長	安	里		肇	君
企	業	立	地	推	進	屋	比	久	盛	敏
情	報	産	業	振	興	米	須	清	光	君
雇	用	労	政	課	長	湧	川	盛	順	君
交	流	推	進	課	長	瀬	川	義	朗	君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

甲第3号議案、乙第20号議案の2件、陳情平成20年第198号外21件、本委員会所管事務調査事項労働問題についてに係る駐留軍等労働者の復職問題について

て、閉会中継続審査・調査及び視察調査日程についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めております。

まず初めに、乙第20号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について、審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成22年第6回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、御説明させていただきます。

それでは、議案書その2の32ページをごらんください。

乙第20号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について、その概要を御説明いたします。

県営土地改良事業は、貯水池、用排水路等の新設または改修、区画整理、農地保全など農業生産に係る基盤的な整備を行っております。

今回の議案に係る74地区分の事業費は103億306万円で、そのうち、徴収することとなる市町村負担金の総額は6億2148万8610円となっており、名護市ほか18市町村の同意も得ております。

当該負担金の徴収は、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上が、本件の概要であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第20号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 では1点だけお願いします。この表を見ますと、事業費に対する負担金の割合がいろいろとあるのですが、これの説明をお願いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 負担金の割合については、まず事業の内容によって

補助率、単価が違いまして、さらに事業種目、例えばかんがい排水事業をするのか、あるいは区画整理事業をするのかによって負担率が変わってまいります。例えば宮古島市地区でしたら、畑地かんがい国が80%、県が15.5%、市町村が2.5%、それから地元の農家が2.0%ということになります。それで石垣市地区になりますと、区画整理でいきますと例えば75%が国で、県が16.5%、市町村が4.5%、地元が4.0%ということで工種によっても変わりますし、沖縄本島と離島の違いによっても負担金が変わります。

○仲宗根悟委員 市町村の負担なのですが、これは受益者もいらっしゃるわけですね。そしてここで言う市町村というのは、全くの市町村なのか、受益者を含めてなのかどうか。

○前田幹男農地水利課長 ここで上げているのは市町村だけです、市町村のみの徴収額です。受益者については、沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例で、また農家については別途分担金を徴収しております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今の関連ですが、この表からすると、それぞれ種目によって負担割合が違うと言うのですが、いわゆる農家、受益者の数は何人ですか。

○知念武農漁村基盤統括監 事業によって、地区の面積とかが全然違ってくるんです。例えば一定地域というのを囲みますが、1つの団地を囲うことになるのですが、そこには大きいところであれば数多くて、小さいところは少ないということです。基本的な県営事業は15人以上の人間で申請してきますから15人以上はいるのですが、その地区それぞれによって数については違ってきます。

○渡久地修委員 議案は議案でいいのですが、これに基づくちゃんとした資料というものを、例えば名護市の屋我地Ⅱ期工事であれば国が幾ら負担、市町村が幾ら負担、利益者や県が幾らというやつを資料として出してもらわないと、我々はこの負担金を課すことを決めるわけですから。もし仮に私が、名護市からここに上がっている人たちの全部の農家の数をそれぞれ全部上げてくださいますと言ったら、こういう質疑をやろうと思えばできますよ。そしたら時間が幾らあっても足りないでしょう。ですから、それは丁寧にこういった資料を事前に

やってもらえれば済む話なんです。そうしないと、私たちは、これが何名の農家がいる、どうなっているのかということを知らないで、ただ出されたものを見ると。そして県が幾ら負担するのかというのがわからないでしょう。そして、これでは県の負担は合計で幾らなんですか。

○前田幹男農地水利課長 今回の案件の負担金103億円のうち、国庫が約80億4000万円、それから県費で15億8100万円になっております。補助金として合計96億2000万円ほどを予定しております。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員から負担金等の内訳がわかる資料の提供要求があり、比嘉農林水産部長より速やかに配付するとの回答があった。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 農林水産部長、次からこれは毎回出てきますよね、今言ったように少し丁寧な資料を、そして関係する農家が何戸あるのかも含めて、ぜひわかるようにお願いします。

そして、これは市町村の分担金を決めますけれども、農家の負担というのも自動的に決まってくるのですか。そして、その農家の皆さんは、いわゆる了解しているということで理解していいのでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 市町村の負担金、農家の分担金、それから農家も了解しているということでございます。

○渡久地修委員 いわゆる農家の負担金というのか分担金は、今の農業を取り巻く環境のもとで、実際の支払いの状況は、これは今からだと思うのですが、これまでのものではどうなっていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農家の負担金については、市町村によって例えば市町村が支援しているところもありますし、農家が支払う額が大きい場合は資金を借りて、例えば沖縄振興開発金融公庫から3年据え置き10年償還とか、13年から14年償還という形で、低利の金利で借りて対応しているという状況です。

○渡久地修委員 いわゆる区画整理事業で今言った借り入れをして、結局これが負担になって離農せざるを得ないという事例も、これまでに起きていますか。

○前田幹男農地水利課長 土地改良事業の負担金が負担になって離農しているという事例の報告は受けておりません。ただ、何らかの事情で負担金が納められなくて延滞しているという部分はございます。

○渡久地修委員 何らかの事情で延滞しているとか、負担になっているというものに対してのフォローというのは県の担当になるのですか、市町村の担当になるのですか、どこの担当になるのですか。

○前田幹男農地水利課長 これについては地元の土地改良区、ないし市町村が徴収業務をやっていますので、そこが主体になると思います。

○渡久地修委員 いずれにしても、この土地改良事業の負担金が大変だと。離農したという相談とかいろいろ私たちのところに寄せられているので、それにはちゃんと対応していただきたいと思います。

ことしの2月議会で例の60億円の農業予算がカットされましたね。これを復活するよということでも県議会でも決議を上げましたが、あれは土地改良事業費が大きかったと思うのですが、結果はどうなりましたか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成22年度の予算で60億円削減ということがございまして、現在、緊急経済対策の国庫ベースで9月補正予算で約1億7000万円、それから12月補正予算で現在17億6000万円余りを計上しているところでございます。それから平成23年度の内閣府の概算要求でありますけれども、国庫ベースで4%増の約93億円を要求しております。それと農林水産省が新たな戦略施策の生産拡大関連基盤緊急整備事業というので220億円を要求しております。その中に沖縄枠を確保してほしいということを現在要望しております。

○渡久地修委員 もっとわかりやすく、60億円削られたものをとにかくもとに戻してほしいという要望をしました。これは実現したのかしなかったのか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まずは9月補正予算で1億7000万円を確保したということと、それから12月補正予算で17億6000万円を要求して、今予算にも計上

しております。これでは足りませんので、平成23年度は前年度の4%増を今やっております。さらに、農林水産省が新しい事業を起こしておりますして220億円あります、その中で沖縄枠は確保できないかということで、今60億円を確保するために補正予算それから新年度予算、さらには新規の事業でやったものについて、その部分の補てんをしてほしいという要望をしたところであります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 私は一般質問でも少し聞いたのですが、今の説明の中で土地改良事業をしながら市町村の負担、また農家負担がありましたけれども、これまでに土地改良事業をして遊休地となったものがどれくらいあるのか教えていただきたいと思えます。

○比嘉俊昭農林水産部長 約330ヘクタールございます。

○中川京貴委員 今、テレビやマスコミで、リストラとかになったサラリーマンが農業をしたい、農家になりたいということで、そういった意味では土地改良事業をしながら農地の活用をするべきだと思うのですが、この遊休地についても、せっかく土地改良したのにやはり県としては、国と県と市町村が負担しながら、これだけの330ヘクタールの遊休地があるということのをどのように考えているのか、今後の県の取り組みについてお伺いします。

○比嘉俊昭農林水産部長 耕作放棄地の解消については、平成22年の11月までに沖縄県耕作放棄地対策協議会を立ち上げまして、それから28市町村で地域協議会を立ち上げております。平成20年から耕作放棄地対策事業というのを実施しております、平成21年度までに73ヘクタールを解消しております。さらに平成22年度は150ヘクタールを再生をしまして、営農ができるような形にもっていく計画をしております。そして、平成23年度までには350ヘクタール程度の耕作放棄地を再生・利用していこうということで、今進めているところであります。

○中川京貴委員 土地改良事業をして、これは恐らく国・県の補助が入ってくるのですが、その後に道路とかの地元のまちづくりの計画が入っている、それを外すことができるのは10年ですか、15年ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 8年でございます。

○中川京貴委員 ということは、8年以内で用途変更した場合には返還金が出ると思うのですが、8年以降はそれが出ないということで、地元からの要望があれば県は外すことができるということで理解してよろしいのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 仮にほかに転用という場合は、8年以降は支払いはしなくていいということになります。ただ、外す場合には、地元の要望を踏まえながらですが、地域によって、今言う優良農地の人が、そういうところがある場合には、いろいろその辺は調整をしながら対応するという話になると思います。

○中川京貴委員 もう一つだけ教えてください。土地改良事業をする場合に、農業用水と一緒に平行してやる部分と単独でやる部分があると思うのですが、そのときには予算は別個ですか。例えば土地改良事業の場合、土地改良事業をするということは水はどうしても必要ですよ、そのときにスプリンクラーをつけるときに、やはり農家負担があると思うのですが、補助率もあるのか、この辺をもう少し教えていただけますか。

○知念武農漁村基盤統括監 2つの事業を1つに合体した事業というのもあります、それと別々の事業もあります。その辺はいろんな事情で、一番は地元の申請がかぎになるのですが、例えば、ほ場整備事業はできるけど水源の準備がまだできていないとか、そういうときは、ほ場整備事業を先行して後から水をのせてくると。あるいは水源—ダム等ができていて、一緒にできる場合はできるだけ一緒にやっていくという形でとっております。それと、1つの事業でやる場合には総合事業といいます、これは補助率が一緒なのですが、別々にやるとほ場整備事業と畑地かんがい事業の補助率は違います。畑地かんがい事業のほうが国も県も少し高い補助率があり、そして地元の負担は軽くすることがありますので、その辺は市町村がいろいろ選択をして、あるいは農家の皆さんと相談して申請をしてくるという格好になります。

○中川京貴委員 ぜひ、今、知念農漁村基盤統括監が説明されたとおりの補助率の高い事業に乗せていただいて、またこの土地改良事業は完了したら土地改良組合の皆さん方に譲渡するか市町村にするかということになりますよね。そう

いった意味では、やはり地元プラスになるような、地主の皆さん方、活用する皆さん方が得になるようないろんな情報提供をしていただいて、県は指導していただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から先ほど渡久地委員から要求のあった資料が配付され、前田農地水利課長が補足説明を行った。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 先ほども質疑が出たのですが、土地改良事業が全国的に大幅な削減をされました。そして沖縄県の場合、今年度予算で約65億円くらい切られていますね。水田を補償できたのが2億円足らずくらいですよ。それで今の予算の削減がひどいということで、県議会でもしっかりと予算を確保してくれという意見書が出ました。これに関して、平成20年度の予算から大幅な落ち込みをしているのですが、この予算の削減に関して地元の事業をやりたいニーズに対して、その予算が十分に確保されているのか、あるいは第3次沖縄県農林水産振興計画に対して、本当にこのままでいいのかという危機感を少し共有しておかないといけないと思うのです。これに関して、先ほど臨時枠で220億円という話がありました。しかし、これは全国枠なのです。特に今の政府は水田プラスあと6品目の大豆等を重点補償畑作物として上げているわけで、沖縄の作物に関する取り扱いというのが全くはずれているわけです。ということは、これからの農家に対する投資というものは、いずれ内地の米と畑作の6品目を中心とした農業のサポートをするとすると、我が沖縄は全くの対象外になってくるというような意味では非常に厳しい状況だと思うのです。これに関して、みんなである程度の情報というか資料を整理して、県議会としても危機感を持ってちゃんとした予算確保を言っているわけなので、それに関してはどういう取り組みをしていて何が課題なのかということ整理していただきたいと思いますが、これに関してはどうなんでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 座喜味委員から今御説明があったとおり、平成22年度は60億円削減されたということで、一方水田についてはたしか全国ベースで

5000億円余り予算措置がされて、その中で沖縄県は約2億円足らず手当てされている状況の中で、厳しい状況を抱えています。それと一方、整備率もやはり全国よりはまだまだ、沖縄県は全国の7割に対して、ほ場整備事業で言いますと52%と低いということで、これにつきましては、沖縄県はまだ5割しか整備率は達成していませんということを、国に対して県知事を初め今強く申し上げていまして、そういう状況の中で9月補正予算の1億7000万円、それから12月補正予算で17億6000万円を今計上しているところではあります、さらに平成23年度の概算要求でも4%増をさせていただいているということではございますが、ただこれでも足りませんので、先ほど座喜味委員からもありましたようにぜひ新規の事業の中で、これは全国枠ですが沖縄県はこれだけ削られたということをもまず認識していただいて、しかも水田はほとんどないということをお聞きいただいた中で、しっかり配分を、ウェートを高めてほしいということで強く県知事からも申し上げていますので、今後とも県議会を含めて連携して予算額の増加について要求していきたいところです。

○座喜味一幸委員 少ししつこい話になりますが、地域における農業の生産力を高めるといふ基盤整備であるということ、それからこの土地改良事業を含めた公共投資というのは、地域経済に対して物すごく影響力を持っているのです。そういう意味では、予算の大幅削減というのは、農家の生産力が、基盤整備がおくれるということプラス、地域に対する経済的な波及性という面から見ると、皆さん方がやっている仕事というのは物すごく大きいのです。そういうものが30%も切られているということは、波及効果からすると物すごく大きいものがあるのです。そういう意味では、これは離島農村農業地域を支えるという意味においては非常に深刻な問題だということで、物すごく影響を受けていますので、その取り組みをしっかりとしていけないといけないということです。

それからもう一つ、方法論になるのですが、220億円の全国枠での奪い合いをするときに、お願いしていますだけで果たしていいのか。もう少しいろんなことを考えて、我々県議会も含めて、これに対してどのように全国枠の中での沖縄枠をしっかりと確保するかということを考えていかないと、これは頑張っていますだけでは私は済まない問題だと思って、しっかりと理論武装をしながら沖縄県の今置かれている実状というものを本省、政治家にしっかりと訴えて、確保していくぐらいの覚悟をしないと、これを黙っていたら沖縄県なんて、今の政府の農政のあり方からすると、ある意味では本当に仲間はずれですよ。しっかりと取り組む必要があると思いますが、どうですか農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 沖縄県議会でも、しっかり予算確保の必要があるということでありまして、県としても先ほど座喜味委員からあったとおり生産基盤がおくれると当然、生産拡大にも影響するということがございますので、先ほども申し上げたとおり、水田は少ないということで、手当ても我がほうには5000億円のうち2億円しかきていないということは、国にも申し上げておりますし、今基盤整備は復帰後からしかやっていませんので、そういう意味ではまだ50%ですということも含めて、しっかり予算確保についてはお願いいたしますということで、これは内閣府にもお願いしてありますし、農林水産省にも、あるいは民主党にも、ぜひそれは確保してほしいということを強く今やっているところでございます。

○座喜味一幸委員 最後に、とにかく今の予算要求、予算の確保状況等もある程度、我々の経済労働委員会にも報告してもらおうと。それからいろんな状況というものを報告しながらやっていかないと、少し行政当局だけで一生懸命頑張っているという感じがして、我々の県議会に対してもう少し活用すべきでないか、また我々は県知事をサポートしながらやっていかないと。予算確保というのは全国の力での奪い合いですよ。その辺をもう少し努力していただきたいということを希望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 2月議会で11.5%の農林水産予算が減額された。これを私は指摘しましたよ、全体的には0.2%伸びたのですよ。しかし農林水産予算だけ11.5%削減された。そういうことで結果的には経済労働委員会においてもまかりならぬということで意見書をつくることになったわけですが、今話を聞いても最初の補正予算が1億7000万円、それから17億円、これでは到底足りない話なのです。そして主は公共事業費ということを行っているのですが、あのときに分析しても、土地改良事業費だけではないのです。半分は基本的に土地改良事業費以外の農林水産予算です。これについてはどうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今手元に数字がございませんが、土地改良事業費以外にたしか漁港整備関係、あるいは水産関係でも削減があったように思います。

○当銘勝雄委員 そちら辺はしっかりとチェックしてください。そうしないと、

土地改良事業費だけが削られたからどうのこうのという、一連の民主党政権の公共事業費抑制だけではないと、私たちは分析しているんです。要するに今の仲井眞県知事が農業予算に対して非常に削れ削れでやったのではないかと。しかし、指摘されて初めて、今度の選挙においても農業を大事にしますと、きのうの一般質問の答弁の中でも、仲井眞県知事は要するに県民所得を中位にもっていきますと約束した。中位の中身は何かといたら、やはりいろんなことをやって農業も大事にしますと言ったのに、はっきり言って何ですかと思います。今まで予算を削っておいて農業を大事にしますというのはおかしいのではないかと私は内心では思うのです。しかし、大事にすると言うのであれば私もきちんと覚えますよ。ですから皆さんも経済労働委員会でこれだけ皆さんの手助けをして、農業予算をきちんと守ってくださいということでやったのですから、皆さんも総務部に対して、こんなに予算を削ってはだめだと言うくらいやらないと。11.5%も削られて、すぐに、はいそうですかと引くようでは農業を守れませんよ。きのう、おとといの新聞でも農業生産高が900億円を切ったとあるでしょう、私も当時1000億円を切ったのでは大変なことだということで、それなりに対策をしてきたのです。それがあのゴーヤーを全国販売する話です。ああいう形で皆さんがきちんと一生懸命やらないと、農林水産業というのはだんだんしぼんでいきますよ。ましてやTPPみたいなものが出てきますと、これだけ皆さんがきちんと対応するという姿勢を示さないと守れませんよ。ぜひこれだけは頑張ってください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成20年第198号外11件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

比嘉俊昭農林水産部長。

○比嘉俊昭農林水産部長 ただいまから陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情は、継続11件、新規1件でございます。

なお、継続陳情6件につきましては、前定例会で説明した処理方針と同様の内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、お手元の陳情処理概要書の7ページをお開きください。

継続案件の陳情番号第15号につきましては、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

8ページのアンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

その結果、ア 含みつ糖製糖工場整備等のための予算確保、イ 食品表示に関するQ & Aの一部改正が行われ黒糖や加工黒糖等が定義されたこと、ウ 黒糖の原料原産地表示の義務化の検討をしていること、エ 平成23年度含みつ糖振興対策事業費予算の増額要求などの取り組みが行われています。

なお、11ページの陳情番号第56号につきましても、12ページにおいて同様の修正を行っております。

つぎに、新規陳情について御説明いたします。

20ページをお開きください。

陳情番号第189号、陳情区分新規、件名さとうきび価格・政策確立に関する陳情、陳情者沖縄県さとうきび対策本部本部長小那覇安優外1人であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

さとうきびは、本県農業の基幹作物であり、台風や干ばつ等の自然条件下にあって他作物への代替が困難な地域で生産されていることや、製糖を通して雇用機会を確保するなど、農家経済はもとより地域経済を支える重要な作物であります。

このため、県としては、さとうきび生産者が意欲を持って生産に取り組み、甘蔗糖企業の経営安定が図られるよう、平成22年10月27日、12月8日に市町村長、農業団体等と連携し、国等に要請を行っております。

要請の内容については、①W T O 農業交渉及び日豪E P A 交渉について適切に対応すること、②甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金については生産者及び甘蔗糖企業の経営安定が図られるよう確保すること、③沖縄糖業振興対策費の予算枠の確保と含みつ糖企業の経営安定対策の強化、④さとうきびの生産振興対策や試験研究の充実・強化のための予算確保、⑤畑作物共済の充実・強化、⑥現糖価調整制度の枠組み堅持と予算額の確保などとなっております。

特にT P P については、国民の食料安全保障の確保と国内農業への影響など

の観点から、T P P 交渉に参加しないよう、適切に対応するとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について、平成22年11月8日に農業団体と連携して国に要請したところであります。

今後とも、県議会、農業団体等の関係機関と連携しながら、国に対し、要請してまいります。

以上が、陳情処理概要の説明でございます。

よろしく御審査のほど、お願いします。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉農林水産部長から島尻糖業農産課長に補足説明をさせたいとの申し出があり、了承された。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

島尻勝広糖業農産課長。

○島尻勝広糖業農産課長 お手元にお配りした資料に基づき、御説明したいと思います。

我々地元から黒糖についての表示を明確にしてほしいという要望を受け、要請したところ、消費者庁からQ & Aを含めて、このように表示を改正してありました。

まず、事例の①ですけど、例えば原材料名を「さとうきび」とした場合については、右側に書いてありますように、「名称の表示」については、「搾汁したさとうきびの全成分をそのまま煮詰め、糖みつ分の分離等の加工を行わずに製造したものが原材料である場合、名称は黒糖と表示」してよいという内容となっております。また「原材料名の表示」については、「名称を黒糖と表示している場合、原材料名に表示されているものはさとうきびとなる」となっています。いわゆるさとうきびの成分を煮詰めて分離しないものを黒糖というようにすれば黒糖の表示ができますということにしております。

これも適正な表示になりますけれども、もう一つの事例②を見ていただきたいのですが、原材料名が「粗糖、糖みつ、黒糖」という場合には、右側に書いてありますように「原材料名がさとうきびであれば」、先ほど言ったように「名称は黒糖」でよいということですので、「原材料が、黒糖に粗糖等を加えて加工したものの場合は、名称は加工黒糖などと表示」をすることはよいことになっております。

もう一つの事例ですが、事例③については逆に不適正ということですが、まず原材料名が「粗糖、糖みつ、水あめ」、そこには原材料に黒糖が入っておりませんので、右側に書いてありますように、「原材料に黒糖を使用していないのに名称を加工黒糖」—いわゆる黒糖と表示することは適正ではありませんということですので、こちらについては加工糖という表示をしてもらうことになっておりますので、まず黒糖が定義されたことで加工黒糖という表現と、黒糖を使用していない場合には加工黒糖という表示はできませんということに、消費者庁のQ&Aが11月4日付で改正されたということになっております。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長及び糖業農産課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 まさに今の説明のとおりだと思います。平成22年11月4日以前に明記して販売された物がありますね。あれもすべて変えなければいけないのですか。どうなりますか。

○島尻勝広糖業農産課長 これについては、我々が要請した経緯の中で消費者庁は平成22年3月31日をもって、Q&Aである程度の表示はしてもらったのですが、その間で明確にされていないということで、消費者庁にいろいろお願いをして、6月か7月ごろに関係機関—いわゆる沖縄県加工黒糖事業協同組合とも連絡して、意見を交換しながら、ある程度の周知期間を、夏ごろから今回までということやっておりますので、業界は包装袋等についても一応ある程度は変えていくということで話し合いをさせてもっているところです。

これからは、包装袋にある程度こういう表示が適正にされていなければ、一方で取り締まりという形になっていくと思います。

○中川京貴委員 なぜそういうことを聞くかということ、これが決定した後であれば取り締まりの対象にしても結構なのですが、その前につくられていたり、在庫を持っている方も結構いると思うので、その辺のことを考えると、きょう

決めてあしたからですよということになると、一定期間の余裕がないとよろしくないと思うのですが、この辺の緩和についてももう少し説明願います。

○比嘉俊昭農林水産部長 Q & Aでは11月4日付で見直しはされておりますが、Q & Aに載せる前に関係者へは説明をして、Q & Aを変えますということを確認してやっている状況であります。後の話になりますが、指導を徹底することになるのではないかと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城満委員。

○玉城満委員 黒糖の表示ですが、例えば前後にいろんな言葉がつくとか、方言ではクルザーターと昔から言っているのですが、それに関しては加工黒糖であってもクルザーターと言っているということですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今は黒糖の表示基準を決めまして、あと1つは黒糖が入っていない物は加工黒糖という表示は使えないといことがあります。それからあと1つは、今、玉城委員がおっしゃったように黒砂糖と黒糖の定義をどうするのかということがございます。これにつきましてはいろいろと意見を聞きまして、昔から黒糖イコール黒砂糖とういうことで沖縄の人は理解しているということで、これについても現在、黒糖イコール黒砂糖ということをしてQ & Aの中で明確にしてほしいと消費者庁に要望しているところです。

○玉城満委員 前後に言葉がつく物には、黒糖という表示は、加工黒糖でも許されるのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 黒糖が入っていれば〇〇黒糖、黒糖なんとかというのは使えることになっています。ただし黒糖が入らないと使えません。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 このQ & Aについて本会議でも触れたのですが、私は石垣市の公設市場で販売員の皆さんから聞いたのですが、ちゃんとしつかりした説明をしていただきました。ところが国際通りあたりでは説明が十分ではなく、販

売員の方がわかっていらっしやらないのですよ。そこで品物を見ると事例①の単価と事例②の単価は結構違うのですよ、安いんですよ事例②のほうが。それで教えていただきたいのですが、事例②は黒糖を原料として、さとうきびから黒糖をつくって、この黒糖をもう一回再製してつくるわけですが、どうして事例②のほうが安くなるのかなと思うわけですよ。事例②のほうが高くなるのではないかと単純に疑問なのですが、この辺はどうなのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 さとうきびからできるものは、まず分みつ糖—白い砂糖と含みつ糖—黒糖があります。含みつ糖と分みつ糖の製造コストは違います。その理由は、離島の黒糖工場の場合は規模がかなり小さいです。一方白い砂糖は工場が大きくて、キャパシティーが大きいものですから、それからすると生産コストが低いということがあります。白い砂糖よりは黒糖は高いということです。

○仲宗根悟委員 黒糖は高いのですが、事例②が安い理由の1つに補助金が入っているという話があるようですが、どうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 それぞれに補助金は入っております、分みつ糖をつくる場合にも球陽製糖とか一製糖工場に経営安定を図るために補助金が入っております。一方含みつ糖にも補助金は入っております。それで、ただ工場規模が小さいものですから、コストが白い砂糖は安くつくし、黒糖は高くつくということです。それで、糖みつと粗糖をミックスしたら黒糖に似ているということもあって、どちらかというとも黒糖は健康にいいといろいろな形でPRされていることもありまして、表示がはっきりしていないという部分があって、差別化はされていないということがあって、そうはなっていますが。いずれにしても基本的にコストが違う状況で、そういう値段が設定されていると思います。

○仲宗根悟委員 今、市場に出ている量というのは、事例①と事例②の商品ではどれぐらいの割合ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 平成20年度の含みつ糖の状況を見ますと、約3万6000トンございまして、そのうち国産—これは沖縄産だけですが8000トンございまして。今、仲宗根委員からございまして再製糖が1万6000トン—これは糖みつと原料糖をくっつけて黒い砂糖になるというもので、倍ぐらいございまして。

○仲宗根悟委員 やはり黒糖を売りたい側、買っていただきたい側は、こちらは一般スーパーよりも観光土産品店で売っているところが多いと思うのですが、先ほど言ったように販売員の、この辺は観光協会あるいは出されている団体の皆さんを通じてでも、せつかくですから、こういう黒糖と販売員が納得した上で説明したら、購入者も結構納得すると思うのですよ。割高な部分に関しては、こういう部分でできましたと説明できる仕組みづくりができないものかと思ひまして。結構観光客の皆さんでも同じような黒糖ですから、安いほうに手がっちゃうのかなと思うのですよ。試食すれば味が全然違うのは、歴然としてはいるのですが、その辺の団体を通じての教育というのですか、伝え方ができればと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 PR不足の面はございまして、実は白い砂糖と黒い砂糖とは成分が違うということを、しっかりPRすることが1つあるのではないのかということでもあります。それからやはり「本場の本物」として、国からの指定も受けておりますし、そういう意味では少し含みつ糖についてはしっかりPRすることが必要ではないかと。それで「本場の本物」の黒糖発信事業ということで、これは緊急雇用事業で2700万円ほど予算措置をしまして、黒糖PR促進員ということで19名を今配置をしております。その中で黒糖の試供品を配りながら黒糖はこういうものですよということを今やっております、引き続き、今、仲宗根委員からあったことも含めて、再度、改めてPRする仕組みにしっかり取り組んでいきたいと思ひます。

○仲宗根悟委員 ぜひ離島の黒糖を広く伝えていただいて、たくさん買っていただけるような方法がとれるようにがんばってください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第15号の含みつ糖の件です。当局には頑張っていたいて、今回は処理方針に4つの結果が載っておりますが、本当に努力に感謝したいと思います。特に竹富町にも、JAおきなわから営農指導員を派遣するとか、そういう意味では心強く思ひます。そういう中で、具体的にはまだ4つの件について、今のQ&Aについてはありましたが、ほかのものについてありましたらまた教えていただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず1つは、製糖工場の施設整備につきましては、平成21年度緊急経済対策の中で栗国の工場をまず1つ整備を今やっています。それから来年度の3月までには完成をする予定でございます。それから今度の予算計上、今12月補正で計上していますが、竹富町の小浜島の製糖工場を新しく整備をするということで、今の事業費ベースですが15億円程度を考えております。そういうことで竹富町、それから伊平屋島のボイラーの改善ということで、これも修繕をしようということで考えております。それから、平成23年度の予算要求については国庫ベースで2億円程度の増を今要求中でございます。

○辻野ヒロ子委員 せっかく内容がわかりますので、後で箇条書きでもいいですから教えていただけますか。そういうことで、特に含みつ糖の問題を引き続きまたやっていたらだかないと、本当にまたことしも製糖が始まりますし、多くの在庫を抱えて厳しい中で今やっている状況ですので、お力をおかしてください。

あとT P Pの問題になるのですが、実はきょう午後1時からT P P参加阻止八重山郡民大会と銘打って行われる予定で、私もメッセージを送ってきましたが、そういうように八重山地域で特に基幹産業であるさとうきびが主ですので、大変危機感を持っております。それで、県も国に要請はしてあるということで一般質問等でも答弁をいただいておりますが、日本最南端の八重山地域から大きくアピールするという思いできょうは郡民大会をやりますが、ぜひ各地域で、それを宮古地域でもまた沖縄本島内でもそういう大会を持って、本当に危機感をもってT P P交渉参加阻止については県民挙げて取り組まなければいけないと思うんです。そういうことで農林水産部長の見解をお伺いしたいのですが。

○比嘉俊昭農林水産部長 T P Pにつきましては、原則すべての関税を撤廃ということで、非常に沖縄の農林水産物への影響は大きいということで懸念をしている状況でございます。先ほど話もしましたが、T P Pに参加しないようにということで国にはお願いをし、さらに農家に対して万全な対策をしてほしいということで国には要請をしているところでございますが、先ほどいろいろ各地域で大会があると聞いておりますが、今後のT P Pの交渉の状況や国の動向を見ながら市町村あるいは農業団体と調整しながら対応を検討するということを考えております。

○辻野ヒロ子委員 11月8日に国に要請をされておりますが、国の状況というのをどのように把握しておられるのか教えていただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 11月8日に要請はしまして、その翌日に包括的経済連携に関する基本方針ということで、国一政府は閣議決定ということで、TPPに関する情報収集と関係機関との協議を表明したということがございまして、ただ一方で高いレベルの経済連携の推進と我が国の食糧自給の向上や国内農業・農村の振興を両立させ、持続可能な力強い農業を育てるための対策を講じるという目的で、内閣総理大臣を議長とする食と農林漁業の再生推進本部を11月26日に立ち上げたということでございます。その中で持続可能な経営実現のための農業の改革のあり方とか、個別所得補償制度のあり方とか、農林水産業の成長産業化のあり方とか、そういったことを検討して、平成23年6月には基本方針を策定して、来年の10月には行動計画を策定すると聞いております。

○辻野ヒロ子委員 やはり、そういうように閣議でどんどん決定されていくと、もっと厳しい状況になってくるので、早目にTPPの交渉の問題はやっていかないといけないと思うんです。そういう沖縄の農業を守るという意味で、断固反対していくという強い決意のもとで、この問題は国にも積極的に交渉しながら、県民挙げて取り組むべく県知事を先頭にやっていくべきだと思うのですが、そういうことで大変今農家の皆さんが、自分たちをどうするつもりなのかと大きな危機感を持って私にも強く聞いておりますので、その件、農林水産部長の決意のほどを聞いて終わりたいと思います。

○比嘉俊昭農林水産部長 TPPについては先ほど御説明しましたとおり、ほとんど関税撤廃されているということでは、やはり沖縄の農業にとってかなり厳しいということで非常に危機感を持っているということでございます。それで、関係市町村、市町村議会でも参加しないようにとか、反対という決議がされていますし、農業団体も含めてそういう状況でございますので、今後の県知事挙げての行動については市町村あるいは農業団体とも連携して、沖縄の農林水産業がしっかり立ち行くように、国にはしっかり要請していきたいと考えています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 そろそろ製糖期に入るかと思うのですが、在庫がこの間7000トンとか言っていたのですが、現時点ではどうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 ことしの5月末現在で6400トンございましたが、11月末現在では約3500トン、約6400トンから3500トンになっております。

○瑞慶覧功委員 どういう進展があったのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 1つには、販売に取り組んだことで減ったと理解しております。

○瑞慶覧功委員 保管体制というのかそういったものは、各製糖工場ではどのように保管されているのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 まとめて保管している部分と各製糖工場で保管している部分がございます。

○瑞慶覧功委員 賞味期限というのは一般的にどれくらいですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 賞味期限というのはないのですが、大体一般的には二、三年は保存できるのかと理解をしております。

○瑞慶覧功委員 陳情の中に黒糖の販売不振とあるものですからお聞きしました。私先々週台湾へ行って、そこでお姉さんたちと話をしていたら、沖縄の黒糖はとっても人気があると。それで、生理不順とかそういったものにもすごく効果があると、私は初めて向こうでそういう話を聞いたんです。ですから、そういったところのPRというのか、台湾はかつては世界一の砂糖の産出地だったと聞いているんです。今はほとんどさとうきびは食用のものしかつくっていないと。ですからそういう意味で、ややもすると砂糖を食べると糖尿病になるとか何か黒糖も関連づけられているような部分もあったりすると思うので、もっとしっかり健康にいいということとか、そういったPRが足りないのではないかと思います。台湾ではそれだけ沖縄の黒糖と言ったらすごく喜ぶんです。もっとそこら辺の連携というか、とっていきべきではないかと感じました。

○比嘉俊昭農林水産部長 やはりPR不足もあって、なかなか売れないということがございましたので、現在PR推進員を県内に配置しているということと、それから進行中ではありますが、全国のAコープ協同機構のPB—プライベートブランドということで、かち割り黒糖を販売できないかと商談中がございます。

す。

海外の展開としては、今のANAを活用した形でかち割り、香港でショウガ黒糖を今出しております。それから韓国では、試作中ですが、来年には黒糖を使ったお菓子を出していくということも考えています。それからノルウェーからも引き合いがあるということが、あるメーカーからありまして、それで今サンプルを提供していきまして、いろんな形でこういうのがあるよというのを外国にもPRしている状況でございまして、その中で商談ができるような形を詰めていこうということでございます。

最近では県内で黒糖新商品の開発ということで、黒糖100%を使ったきびみつというか、そういうのもやっております。それからショウガ黒糖もやっけていこうということで、そういったものもやっております。それから香港で今企画中ですが、黒糖氷砂糖というのをつくってPRしていこうということで、県内・県外含めて海外もやはり視野に入れてPRしていこうということで、今徐々にではありますが、そういう方向で展開している状況でございます。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 関連して陳情処理概要の8ページですが、先ほど食品表示に関するQ&Aの一部改正が行われたと。その下のウに黒糖の原料原産地表示の義務化の検討をしていることとあります。Q&Aというのは、ウの原料原産地表示の義務化とは違うのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 原料原産地表示の義務化の場合は、1つは外国の原料が入っているときに、ちゃんと外国産ですよと明記をする、あるいは国産ですよというのをやってもらうということで今やっておりました。こういう場合は法律改正が伴うようです。それで今、国と調整中ですが、3月いっぱいまでには何とか原料原産地を表示する方向で今調整をしております。というのは、外国から入ったものが原産地表示をすれば、例えばこれはどこどこ産という表示になれば差別化はできますので、その方向で今進めている状況でございます。それからQ&Aについては法律にも近い形でしょうけれども、こういうのを使っちゃいけないと国で定めている規定ではなくて、定義みたいなものがございまして、それでもって指導しているということになります。

○渡久地修委員 では原料原産地表示の義務化というのは、あくまでも原料の

原産地の表示ということですね。そして、このQ & Aは食品表示法上の指導の対象ではあるけれども、罰則とか違反はだめというような、そういうものではない、あくまでも指導対象ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 指導及び罰則がございます。

○渡久地修委員 黒糖という表示が11月4日からちゃんとされるようになったという点ではいいことです。この影響は、これは主に沖縄県の問題ですか、それとも全国的な、例えば全国に食品会社がいっぱいありますよね、全国的な問題なのか、主に沖縄県に限定されたものなのかどちらなんですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 これにつきましては、国の法律、規定ですので全国的な話になります。

○渡久地修委員 全国的な話というのはわかるのですが、受ける影響はどうですか。要するに全国の都道府県で黒糖表示というものがやられて、うちの産業がこうなるとか、あるいはどこどここの県の食品会社で大きな影響を受けるとか、沖縄県には物すごくいい影響があると思うのですが、その辺はどうなんですか。私が聞きたいのはそういうことです。

○比嘉俊昭農林水産部長 まず1つは、改正するときには県内につきましては黒糖をこういうふうに変更をするという事前の話し合いをして、黒糖というものをしっかり定義する必要があるということで差別化すると、そういうことで、そういう定義をしないとなかなかわかりづらい、消費者に認識させるという意味で、これは国内の糖みつあるいは砂糖を使っての説明をして、理解をいただいて、その上で消費者庁には話を持って行って、消費者庁もまた全国の委員会というのがあって、そこで意見を聞くところがあります。そこで意見を聞いて、その上で見直していきますということでやっている状況でございまして、国内についてはそういう説明をしています。ただ、県外で糖みつ、黒糖を使ってやっているというのはあるかもしれませんが、その数字については把握していませんが、そういう状況の説明は国でやっている状況でございまして。

○渡久地修委員 要するにこれによって、いわゆる沖縄県の含みつ糖とかの移出とかがふえるのか、減るのか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今まで、例えば加工黒糖ということで糖みつと粗糖を使っていた物に黒糖が入るわけですから、それは消費拡大にはなると思います、それが1点です。それとやはり黒糖というのを明記することによって、黒糖のシェアというのは広がると思います。

○渡久地修委員 それと、私が先ほど言ったウの原料原産地表示の義務化、結局黒糖とちゃんと表示されるようになったと、それでよかったですねということにはならないと思うんです。安い、いわゆる外国産の黒糖がどんどん入ってきて、あれは黒糖として使えるわけでしょう。外国産の黒糖も黒糖ですよ、そうですね。

○比嘉俊昭農林水産部長 外国から黒糖を入れた場合は、輸入黒糖ということで表示がされます。これは原産地表示ではなくて、ここで言う原産地表示というのは、輸入した黒糖を加工した場合に表示がないものですから、それで今回そこに輸入した黒糖をほかに混ぜて使ったときに、そこに原料原産地を明記しようということでございます。

○渡久地修委員 確認したいのですが、黒糖というのはさとうきびからつくったもの、そしてこれはあくまでも沖縄産ではなくて国産のみ。そして外国産がきたらこの黒糖というのは使えないんですよ、名称が輸入黒糖となるんですよ。原料原産地の表示がどこどこ産となるのではないのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 黒糖が外国から入ってきた場合は、黒糖そのものを原料とするとして入ってきた場合は、これは外国の何々から入った黒糖ですということで表示することになっております。ただ、輸入黒糖を入れて加工した場合、加工しているものですから結局原料原産地が見えない。その場合に、それを入れてもらうために今回、加工した場合も輸入黒糖と見えるようにしようというのが、今回の改正です。

○渡久地修委員 確認しますが、とにかく名称が黒糖というのは国内産黒糖しか黒糖という表示はできない、外国からきたものは必ず輸入黒糖と、輸入という言葉が入るのですか。それは、いわゆる原料原産地の表示で輸入した黒糖です、あとどこどこからきましたという表示というのはわかりますよ、その名称が輸入黒糖という名称になるのかということですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 輸入した場合でも黒糖は黒糖です。さとうきびから搾って固めた物ならば。ただし、その場合にも原産地表示は、どこどこ産ということはいれないといけないということになっております。

○渡久地修委員 私が言うのはウの原料原産地表示とこれは一体化になって動かないと差別化は図れませんよということなんです。ですから、その際にこの表示がされたといっても万々歳ではありませんよというのは、安い黒糖が入ってきたら沖縄の黒糖というのは太刀打ちできなくなるので、今後どうするのかということですよ。

○比嘉俊昭農林水産部長 原料にそのままの黒糖を入れた場合は、既に輸入黒糖ということで、ちゃんと法律ではうたわれています。原料で入れた場合は、この黒糖は何々産ということで入れないといけないと定義されていて、ただここで言っているのは加工した場合には見えなくなるんです。要するに外国から入れても見えなくなるものですから、そこもしっかり原料原産地、やはり加工した物にも原料は外国産なのか何なのかというのを明示してほしいと。そうすれば、まず1つは原料そのもので入ってきた場合も輸入黒糖となります。それから、加工した場合も原料原産地が入れば当然沖縄産とは違うという話になるものですから、それで国には、今は原料原産地はやっているけど加工した場合のものが無いので、そこをしっかりと原産地表示するようにしてほしいと要望しているところです。

○渡久地修委員 説明はよくわかります。では質問を変えますが、沖縄産の黒糖と外国産の黒糖とでは、どちらが安いのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今は輸入糖のほうが安いです。

○渡久地修委員 表示がちゃんとされたからよかったよかったではなくて、どうやって沖縄の黒糖を伸ばしていくのかということは今後考えないといけないということです、私が言いたいのはそこなんです。ぜひ頑張ってください。

二、三日前の新聞に載ってました。さとうきびの価格が下がる、そしてまた今度、調整費で何とかするとか。これを少し説明してもらえませんか。

○比嘉俊昭農林水産部長 さとうきび価格は、今おっしゃる市場の価格形成に基づく取引価格と1万6320円の2つを合わせたの価格になっております。そし

て、現在議論しているのは、調整金というのは砂糖を外国で買って国内で売るときに、その差額分でもって黒糖の資金に充てているのですが、どうもその部分の赤字が700円あるということで、1万6320円を縮めたいと。要するに減らしたいということでやっています。それが、一万五千幾らということでやっていますが、これはまだ決定ではなくて、今はまだ調整中という状況であります。そうすると、現在の取引価格は、今は上昇傾向です。上昇傾向にあるものですから、国からの交付金を減らしてでも引き合うのではないかという話が今きていまして、現在の取引価格というのは再来年の話になるものですから、その辺はまだ見通しが立たないので、県としては現状維持の1万6320円にできないかということで国に今要請をしているところであります。

○渡久地修委員 県としては、現状を維持してほしいという要望をやっていると。それで見通しについてはどうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今1万5000円台という話がありましたが、県としてはとにかく農家手取りが少なくては困るので、何とか維持してほしいということをやっています、そういう状況に今あるという状況でございます。

○渡久地修委員 ぜひ沖縄のさとうきび、T P Pをやられたら大変なことになるので、質問はしませんが、ぜひ守るために、特にさとうきびというのは基幹産業ですから全力を挙げていただきたい。

それと、先ほどのQ & Aの表示の件ですが、これは黒糖P R促進員でやっていると言っていました、この表示に関しては観光商工部の担当になるのですか、皆さんの担当になるのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農林水産部の流通政策課でJ A S法一農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の中にありますので、そこで指導をいたします。それから、これについては地区ごとに説明会も今やっております、県と一緒に沖縄県黒砂糖工業会も一緒になると思いますが、そういう状況ですというのを、定期的にしっかり啓蒙していきたいと思っております。

○渡久地修委員 では、この表示に関して皆さん方が、あるいはJ Aおきなわや農家が、黒糖はちゃんとかこういう表示にできるようにということを要望してきたというのは、どれくらいの年月がたっていますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 経済労働委員会に陳情がございまして、その中で議論はしていますが、今の原産地表示を含めると約2年近くになると思います。

○渡久地修委員 ぜひ、沖縄の黒糖をもっと県内消費も広げ全国にも広げ、そしてこれを徹底する上でも、年が明けたら大きな取り組みやイベントとかも含めて検討する必要があると思うのですが、どうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 来年の1月に実はトップセールスを東京都でやろうとしていまして、その中で農林水産業、これには農業も園芸作物、黒糖もありますし、水産も含めて市場、量販店それから飲食店まで県三役に行ってもらってPRしていこうと考えています。

○渡久地修委員 次に陳情処理概要15ページ美ら海協力金、ずっと出ているものですが簡潔に質疑したいと思います。これには県も指導していると書いてあるのですが、何度も何度も出てくるのですが皆さん方の指導、ちゃんと陳情者も含めてきちんと話し合いをやってもらいたいと思うのです。この前陳情者が来ていましたが、例えばこういう冊子にこう書いてあるんです、「漁協（宮古島・池間島・伊良部島）の三漁協に対しボートダイビングを行うすべての観光ゲストが1日1人500円を支払いいただく協力金です」と。いわゆるこれは漁業補償的に取っているとも受け取れますよね。これは実際そういう中身ですか。

○勝俣亜生水産課長 あくまでも協力金という意味です。

○渡久地修委員 いろんなどころからいろんな意見が出て、陳情も出ているわけですから、ぜひ納得できるような説明を県としては努力すべきだと思いますが、いかがですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 美ら海協力金については、そういう話がありますので、県としても引き続き指導して話し合いができるようにしたいと思います。

○渡久地修委員 これとの関連ですけれど、今、沖縄県内のダイビングというのは大きな産業になっていますが、今度初めて県がダイビングの実態調査を行ったというのが、この前報道されました。何度か事故も起こって、死亡事故まで起こっているということで、これは絶対に見過ごすわけにはいかないんです。ですからダイビング協会に対しての県の指導権限というのは、いわゆるダイビ

ング業者に対する権限というのは、営業許可を与えるだけなのか、その辺の権限というのは何がありますか。

○勝俣亜生水産課長 営業許可等については特にはないと思います。安全対策をどうしているのかというのは、警察署の許可などがあると聞いております。

○渡久地修委員 では県としては特に何も無いのですか。

○勝俣亜生水産課長 そうだと思います。

○渡久地修委員 この前の県の調査結果について、概要を簡単に教えてください。

○比嘉俊昭農林水産部長 調査は農林水産部ではなくて観光商工部がやったということでございます。

○渡久地修委員 美ら海協力金はこちらで、同じダイビングでもこれは向こう。これはどういう意味ですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 観光という視点で向こうは調査をしたのではないかと思うのですが、うちには漁業者が入っている関係で、そういう形になっているのではないかと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 陳情第15号の含みつ糖振興対策に関する陳情ですが、先ほど在庫数が6400トンから3500トンという現状になっているとお答えいただきましたが、この3500トンの内訳、つまり小袋なのか大袋なのかというのを教えてくださいませんか。

○島尻勝広糖業農産課長 今手元に正確な資料を持っていませんが、原料糖ということで固形糖が8割相当です。800トン近くは多良間の粉糖がありますが、基本的には固形糖、30キログラム詰めブロックが8割相当あります。

○上里直司委員 ブロックではないほうは、皆さんの努力でいろんなところで配布されていますし販売促進に使われているというのはわかるのですが、恐らく固形糖の販売をどうするのかというのが、かなり構造的になっている、これからなるはずなんです。ですからここは相当力を入れないといけないのではないですか、どうですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、上里委員がおっしゃるとおり、固形糖のほう結構ありますので、やはり1つは一番買う側—ユーザーが大きいので、ユーザーの開拓をしっかりとやる必要があると。それと平行して末端の消費者というのがユーザーとの関係もありますので、そういう意味では両方から売り込みをかけないと恐らく消費者だけではいかないと思います。両方で売り込むことが大事ではないかということで、実は8月に大阪府と東京都でユーザーとの話し合いを持ちました。その中で、一番はまず黒糖のよさをしっかりPRするような材料がほしいということがありましたので、そこはやはり、そういうことでユーザーからの申し入れに対しても示し方を工夫することをまずやるという話です。それからユーザーの開拓をしっかりとやる必要があるのではないかとということで、今いろんな意味で外国のユーザーとの関係や今のユーザー以外にやるというものもある。それから消費者の直商用もやはり必要ですので、同時平行でやる必要があるということで、来年1月の全国展開というのは、1つは日本全体に売り込むような仕掛けが必要ということで、都心で少しPRしていこうと考えております。

○上里直司委員 これも、前の議会の陳情審査のときにお話ししましたが、製糖期に入って、次はどのくらいの割合でつくるのかということを考えないと、固形糖がこれだけ売れ残るという状況というのは、一朝一夕に解決される問題ではないと思うんです。当然でき上がった固形糖をばらにする機械とか、そういうものを導入しているところもあるみたいですし、JAおきなわはそういうものを入れてっていると聞いていますが、しかし生産するときにはばらばらにしたほうがコストはかからないわけですから、その割合もしっかり市況と生産の部分がある程度直結しないと、これはずっと残ると思いますから、これは前も指摘をしましたので、ぜひここは検討していただきたいと思っております。

それと固形糖の販売なのですが、先日もお酒の材料に使えないかということにお答えいただいて、黒糖焼酎というのは奄美地域だけに限られた商標ですからできないとおっしゃっていましたが、ラム酒ということで皆さんも攻勢をかけているというのか、お願いしているとあったのですが、私も手がけているメ

一カーに話を聞きにいったら、随分と固形糖からラム酒をつくれる、風味がとてもいいんだという話をしていたので、こんなに余っていたら、皆さん何かの対策でこういうことをつくる業者に販売促進でもいいですけども、ぜひもっと力を入れて、それを形にするぐらいまでやっていただきたいということなのですが、農林水産部長どうでしょうか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今、上里委員がおっしゃったとおり、ラム酒については一定量のあるメーカーにお願いをして、風味がよいということも聞いておりますので、まずは製品化してそれを売り込むことが必要ではないかということで、早いうちに製品を出そうということで今検討しているところです。

○上里直司委員 ぜひお願いします。そういうものを、もうニーズはあるわけですから、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それと、含みつ糖製糖工場の整備等の予算、今回補正予算が出ていますが、小浜島の製糖工場の補修に係るということを答弁いただきました。随分と古い施設ですから必要なだろうとは思いますが、それよりも小浜島の農家に対しての支払い、これが今どうなっているのかお答えいただけますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 支払いは、原料代が約1700万円程度残ってしまして、これは12月いっぱいにはJAおきなわの資金を借りて支払うことを今考えております。それから、製糖については現在竹富町と相談していますが、まず工場の予算の計上とことしの製糖をするための運転資金等も含めて、今8000万円程度を債務保証して、支払い保証について竹富町議会にのせるということでやっておりますので、そういう意味では今期の原料代、それから来期の製糖に向けて今竹富町と一緒に組んで取り組んでいるところでございます。

○上里直司委員 農家の皆さん方にとってはそれが一番の心配事で、当然施設も改修が必要ですが、そこは県もしっかりと見ていただきたいと思っております。

私も先ほどラム酒の話もしましたし、工場の整備の話もしましたが、やはり特定の地域というのか、特に竹富町は含みつ糖の生産地域というのか、工場が波照間島と小浜島と西表島とにあるわけで、ある程度ここで先ほど私が申し上げたラム酒づくりとか、そういう付加価値をつけるようなものを設けて含みつ糖の生産も促して消費もやるという、こういう一体化した案もぜひ検討していただきたい。お酒をつくるのはなかなか難しいので、そういうことを要望して

おきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第15号と第189号、新しい価格制度に向けての全農家を救わないといけないということで、皆さんは6月議会の段階で、新しい要件として防除とかをこれに加えていくということでしたが、現時点では、今はどういう方向に行っているのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 今の新しい制度の中では、たしか要件に該当しないところは中耕培土でやるということで手当てしていて、すべての農家が対象になるといって国との調整もしてきて、現在すべての農家が対象になるように中耕培土も含めて取り組んだ結果、今すべてが対象になるような形で調整は済んでおります。

○当銘勝雄委員 調整はいいのですが、ほぼ目安はついているのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 中耕培土と防除というのがございまして、それも含めて対象にして、今現在すべての農家が対象になっております。

○当銘勝雄委員 頑張ってください。今度は陳情第189号関連のT P Pに向けての話なんですけど、先ほど石垣市においては個別のT P P大会があるというのですが、皆さんもこれは県議会や農業団体等の関係機関と連携しながら要請してまいりますということを書いてあるのですが、T P Pに向けて農業団体とかは、今どうしたいというのはあるのですか。

○比嘉俊昭農林水産部長 農業団体は、現在市町村議会でT P Pに向けては厳しいという説明をしているようで、そこで参加に反対する決議を各市町村を回って説明会を今している状況です。そして、スケジュール的には1月ころに、できたら全体に対しての大会を持ちたいという話があります。

○当銘勝雄委員 それはいいことで、そういう方向で今取り組みをされているならばいいわけですが、県としてはそれに対する対応はどうしようと考えておりますか。

○比嘉俊昭農林水産部長 1つは引き続きT P Pへ参加しないようにという国への要請は関係機関と連携して取り組むと。それから大会については、市町村やJ Aおきなわとも相談しながら、どういう対応をするか少し検討していきたいと思っております。

○当銘勝雄委員 これは、今の政権が何としてでもT P Pは進めたいというようなことを総理大臣初め向かっているだけに、非常にこれは厳し状況ですよ。ですから、相当真剣な気持ちで取り組まない限りは難しい。

もう一つは、国内の経済団体の皆さん方もやはりこれからの日本経済をよくするためには、農業なんていいのではないかと言わんばかりの、そういう方向にも出ているわけですよ。ですから、私は農業人口から見ても、あるいは農業のG D Pから見てもいいのではないかというような、こういう国民的な議論に発展していくと非常にまずいと思うんです。ですから、ただG D Pの問題でもない、就業者数の問題でもない、農業が基本的に国の根幹をなすものであるという視点からやはり取り組んでいかないといけないと思うので、これは数の問題ではなくてぜひとも頑張ってもらいたい。

今の成り行きでははっきり言って大変ですよ。これは押し切られるという心配がありますので、これに向けては少し農林水産部は観光商工部とか、あるいは企画部あたりに対しても、どんどん発言するくらいのことをやってもらいたいという要望をやって終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時22分 再開

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、甲第3号議案平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第1号）について、審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目 和夫 観光商工部長

○勝目 和夫 観光商工部長 観光商工部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。

説明に入ります前に、本日使用する資料といたしまして、議会配付資料であります平成22年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その1）を使用いたしますので、御確認ください。

それでは、議会配付資料の平成22年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その1）の13ページをお開きください。

甲第3号議案平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算（第1号）について、その概要を説明いたします。

今回の補正は、那覇空港に隣接する自由貿易地域那覇地区において、物流保税倉庫として利用できる施設を整備するものであります。これは国の緊急経済対策の補正予算を受けて、那覇空港で展開しておりますANAの国際貨物ハブ事業を活用する国際物流関連産業を誘致するための事業であります。

予算額は、6億6180万円で、そのうち4億4120万円は一般会計からの繰入金であります。これは本事業に係る国庫補助金であります。沖縄県自由貿易地域特別会計が特別会計設置条例により、国庫補助金を直接受け入れることができないこととなっているため、一たん、一般会計で受け入れ、そのまま本特別会計に繰り出す形をとっているためです。

以上が、甲第3号議案の概要でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより甲第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

上里直司委員。

○上里直司委員 事業概要、いただいた資料によりますと、物流保税倉庫また

は保税工場として利用できる施設を整備するということですが、この施設というのは現在ある施設を増設するということですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 建物自体は、現在駐車場スペースとして使っている場所に建てるということです。

○上里直司委員 駐車場スペースに今ある物流保税倉庫または保税工場を増床するということなのですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 増床ということです。

○上里直司委員 そうすると現在駐車場スペースになっているところというのは、この皆さんの図でいうと、三角になっている赤線の部分ですよ。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 赤く四角にした場所に上物ができるとのことです。

○上里直司委員 ということは、それだけニーズがあると踏んでいるのか、どのように調査をして、この増床計画を立てていらっしゃるんですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 御存じのようにANAのハブ事業が展開されていて、物流系の企業の問い合わせが我がほうに来ていて、需要があるのではないかとということで国に提案しまして、今のところ採用される予定です。

○上里直司委員 これには2つの視点があって、1つは現在の施設にIT系のコールセンターが入っているということなのですが、本来ならば、そういう地域にするのであれば、皆さんは心苦しいかもしれませんが、そこに入っている企業に何らかの移転をお願いするとか、まずはその施設を本来の目的に使わせるようなことをしなければならなかったと思うのですが、それはやられたのですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 確かにIT企業が入っているのは2階の事務所部分ということになるのですが、保税倉庫はやはり1階部分の製造業、工場もできるような施設になりますので、IT企業が出ていったとしても、流通系

が使えるような事務所ではないかと思えます。

○上里直司委員 それはおかしいですよ。施設の目的というのは、自由貿易地域に入居する企業のために用意しているわけですから、最初から保税倉庫とかに入らないような企業を想定しているのはおかしいですよ。その2階部分は、貿易にかかわる以外の企業を参入させるためにつくったものなんですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 事務所的位置づけをしたということでありまして、実際には1階部分で製造業をやっている企業が、増床したいということで2階も貸してくれということで、それをすることもできる施設です。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、上里委員から貿易に関係のない企業の入居も想定しているような答弁はおかしいとの指摘がされた。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

勝目 和夫 観光商工部長。

○勝目 和夫 観光商工部長 これには過去の経緯がありまして、当初なかなか活用がうまく図られなかった、入居企業の促進を図る意味で製造業に関連したIT企業という理由づけで入居してもらったと。最初からIT企業を想定してはいません。前に上里委員から御指摘があったように、我々としてはこういう流れは整理していきたいと。ただ、今回の保税倉庫、工場につきましては、国から緊急にこういう要望がないかと、我々としては今非常にいろんな動きとか問い合わせがありまして十分ニーズに対応できるということで、国の了解を得て今回こういう工場に補正予算で上げたということです。

○上里直司委員 その基本はよくわかっているので、その流れは説明しないと。当初用意していたけどなかなか入居する企業が見当たらなかったから、そういう企業にもお願いしたとあるのに、最初から貿易に余り関係ないような企業でも入っていいんだみたいな言い方をされると、それは困るということです。

そうすると、この保税倉庫というのは建物の規模としては、平屋になるんですか、それとも2階建てになるんですか。規模からするとどれくらいの企業を想定していて、何社くらいが入るスペースになるのか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 まず2階建てにしまして、2階部分まではそういう倉庫ができる施設をと。駐車場スペースが消えますので、その上に駐車場スペース分を確保すると。そういう構造を考えてます。

○上里直司委員 では、その施設の中に駐車スペースも確保した上で、保税倉庫またはその施設を入れるということですね。

それで、今年のANA沖縄国際貨物基地ハブ事業が始まる前に一体化しようということで調査をかけたのではないですか。その辺の調査というのはどのような報告になったのですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 昨年緊急に調査したようですが、結局その横に沈埋トンネルから出てくる排気口とか、そこから少し離れて三角形の土地があるのですが、その部分からANAの沖縄貨物基地までくっつけられないかという調査ではありました。特にANAの沖縄貨物基地と自由貿易地域那覇地区と直結できないかという調査でありまして、結論としては、いろいろな案があったのですが少し難しい状況ではあります。

○上里直司委員 なぜ難しい状況になったのですか。まさにリンク型の物流ハブ基地とうたって保税倉庫をつくるわけですから、当然調査をかけた所期の目的というのは、そこを一体化させることですよね。なぜそこが難しいということになっているんですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 調査報告書を読んだ範囲では3ルートあったと、外を回る部分、海側を回るとですね。若干埋め立てをしないといけないと。また沈埋トンネルの上を通るから負荷がかからないようにしないといけない。それからあと真ん中を歩いていくとガソリタンクがあるらしく、そこをよけることができないので難しいと。そして道路沿いをぐるっと回る形ですが、今度は道幅がとれないということで、税関、空港側とも調整したのですが、それよりは既存の道路を歩いてはどうですかということをおっしゃっています。

○上里直司委員 物理的な問題と予算的な問題の2つあると思うんですね。今の問題は、物理的な問題はいろんな調整が必要でしょうけれど、予算的な問題は今回の補正予算のものと同様にできるはずだと思うんですよ。そこは通すことができないのですか。つまり、これだけの整備をしていってニーズがふえる

という予想を立てているわけですから、今言っているのは一般道路を使ったらどうかという話をされているわけですね。そうではなくて予算的な面であるならば、もう少し余地はあるのではないですか。観光商工部長どうですか。

○勝目 和夫 観光商工部長 基本的にはANA沖縄貨物基地と自由貿易地域那覇地区を、我々としては一体として使いたいと思っています。ただ、今テクニク的にどこが1番予算的に物理的にいいのかというのは、少し詰めさせていただきたいと思います。

○上里 直司 委員 わかりました。担当課の課長が難しいようですということをおっしゃると困りますよ。県全体で物流ハブ事業を成功させようというのを、それを県経済の振興や企業立地につなげるというわけですから、これは何とかしてやらないといけないうわけですよ。そういう意味では予算的な制約はあるものの、ぜひ一体化させるような努力をお願いします。

○玉城 ノブ子 委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味 一幸 委員 物流保税倉庫・保税工場とは何に使うんですか。

○屋比久 盛敏 企業立地推進課長 通常移出入手続をとりますと税関にかかるのですが、保税倉庫になりますと、一時的に税金がかからない状況で貨物が保管できるというのが保税倉庫です。保税工場につきましては、加工とかをやって製品ができた後に課税されるという機能の違いが出てきます。

○座喜味 一幸 委員 ハブ貨物空港の地域経済に及ぼす影響を期待しているんですが、ハブ貨物空港で取り扱われる貨物量、国内からどういう品物がどれだけ運ばれているのか。外国からどういう品目がどのように入ってきているのか教えてください。

○屋比久 盛敏 企業立地推進課長 品目別には詳しくとっていないのですが、自由貿易地域那覇地区の平成21年度の数値で言いますと、搬出で言いますと約23億円ほどありまして、うち県内15億円、県外7億円、国外が約1億円で、割合で言いますと県内が67%、県外31%、国外3%。搬入で言いますと、県内33%、県外37%、国外が30%という構成になっております。

○座喜味一幸委員 この貨物ハブ空港の取扱高は短期間で全国でも上位まできていると聞いているのですが、自由貿易地域那覇地区を含めて、経済波及効果というのは現状でどれだけ、将来の見込みというのは、どういう見通しを持っていますか。

○勝目と夫観光商工部長 ANAの物流ハブ事業自体は企画部交通政策課の所管になっておりまして、今その資料が手元にはありません。極めて順調にしているという情報は受けているのですが、数値的なものは持ってありません。

○座喜味一幸委員 全体の中で自由貿易地域那覇地区という位置づけでやっていかないといけないという思いで、その話から入ったのですが、やはり離島も含めて我々の地域内の農水産物、加工物という商品が貨物ハブ空港の中でどのような形で展開をするのかというのをもっとやっていかないといけないと思うのですが、その展開の方向について、これとこれはいつまでなんだというお話をぜひお聞かせいただきたいのですが。

○勝目と夫観光商工部長 この件は基本的には企画部交通政策課でやっているわけですが、我々は連携して海外への展開とかをやっています。事例としては、鹿児島県沖永良部島の花を那覇空港を通して動くとかですね、今、中国にニーズがある生の魚を離島から送るとか、やはりいろんなものが出てくると思います。ですから、全体の話企画部と連携しながら、農林水産部ともやっていきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 上海のアンテナショップを見させてもらったのですが、やはり非常に展開の可能性がある。それから沖縄県の自由貿易地域、特別自由貿易地域の生かし方、ハブ貨物空港の生かし方、もう少し丁寧にやっていけばこれは大きな経済を活性化させていくエンジンだと思っております。

ところで、今回のこの施設の管理運営、経営等についてはどうなるのか、少し教えていただけますか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 特別会計の与える影響ということでお答えさせていただきますが、結局国庫で受け入れた分、それから足りない2億円ほどの起債を特別会計で行います。そういう意味で起債の償還が出てきますが、この施設をつくることによって、年間1898万円ほどの収入が入ってくると、これ

は現在の入居率86%とした場合という計算です。それから管理運営費として1243万円、それは現在かかっている分の面積割した場合ですね。あと長期償還、20年債を予定していますが、3年据え置きで平成26年度から1477万円の償還が出てきます。差し引きしますと840万円ほどの赤字にはなりますが、現在、起債の返還を行っているわけですが、平成18年、平成19年に起債した分が平成29年度までに終わります。管理運営主体は、現在、指定管理をやっておりまして、そちらに任せようと考えております。

○座喜味一幸委員 何かもう少し生かし方と管理のあり方、その辺が少し甘いのかな、もったいないという思いがあります。貨物ハブ空港との連携を含めてこの生かし方というのをもう少し真剣にやっついていかないと、近々この貨物ハブ空港はもっと伸びてくると思うし、その中で地域経済をどのように生かしていくかという大きな時代が到来しているという思いがあって、その連携がうまくいっているのか進んでいるのかなと思うので、その辺の連携プレーを含めて決意のほどを観光商工部長から聞いて終わります。

○勝目と夫観光商工部長 県産品を大いに広く県外・海外にやっついていこうというのは、やはりこれからの沖縄県の課題ではないかなと。今動き出しているところでゴーヤーとかほうれん草とか島ラッキョウなどの青果物からビール、泡盛、黒糖、健康食品などもどんどん動き始めていまして、やはりこういうものの沖縄県のブランド化をしながら、どんどん広く海外にも発信していきたいと思っています。

○座喜味一幸委員 終わりますけど、今取り扱っている品物の取扱量等のデータがあればいただきたい。

○勝目と夫観光商工部長 県産品の取り扱いは、月0.4トンから8トンに20倍ぐらいにふえています。県の詳細なデータは交通政策課で持っているので、取り寄せて提供したいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 少し教えてもらいたいんですけど、今の起債と補助金ですけど、一たん一般会計に入れないといけないという仕組みを、もう少しわかりや

すくお願いします。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 現在、自由貿易地域那覇地区の特別会計の中に予算項目として国庫受け入れの項目がないんです、歳入の項目でですね。そういう意味で本来条例を改正して項目を設ければ、それは受け入れることはできるんですが、今回緊急なもので、まず一般会計で受けてもらいまして、一般会計から繰り出すという形で特別会計の中に繰り入れるという考え方です。

○渡久地修委員 総事業費6億6千万円のうち国庫が幾らで起債が幾らと言っていましたか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 特別会計としての起債が2億2千万円ほどになります。

○渡久地修委員 そして20年で返済するというが、820万円の赤字。これは全体ではなくて毎年820万円の赤字ですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 今の平均で数字を出しましたが、毎年800万円ほど赤字になるということです。

○渡久地修委員 毎年赤字になるような計画をつくるというのはおかしいのではないですか。赤字にならないような計画をつくるのが皆さん方の仕事ではないですか。

○勝目と夫観光商工部長 これは起債をやりますのでやはり借り入れます。それで最終的には帳じり合わせがいつの時点かというのをやる、一般的に企業も一緒だと思うんですけど、これで言うと、20年後、やはりそれまでは借り入れをしながら国の予算を入れて対応していくという、特別会計の仕組みの中で対応していきたいと思います。

○渡久地修委員 保税倉庫と保税工場をつくりますよね。つくってこれは貸し出すんですか。有料ですよね。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 賃貸借ということで貸し出します。

○渡久地修委員 ですから、貸出料金というのは赤字にならないように設定するのが普通ではないのですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 この施設だけで言いますと、そういう感じなのですが、他の建物の収入がございまして、その起債分が終わった後には、余剰が出てくるんです。その余剰分で返していくと黒字といいますか、黒字になる時期が平成30年度には出てきます。それ以降はということで全体として計算しています。

○渡久地修委員 今回の起債の償還というのは、この建物だけでは赤字になるけれど全体的には黒字になりますと、これは全体を勘案して結果的には黒字になりますという言い方ですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 そうです。償還20年後やれば、建てるのがあれば黒字になりますけど、今全体で考えると、平成30年度からは黒字になるということです。

○渡久地修委員 こういったものは普通このような仕組みなのですか。いわゆる、ここに新しくつくるものがあると、これだけの償還ではなくて全体でこれを考えると。県の仕組みは普通こういう仕組みですか。

○勝目と夫観光商工部長 最初から黒字になるのが理想的ですが、そういったものはなかなか現実的には難しい。やはりある程度コストダウンして入居を図らないととイケないという、どこかで折り合いもあったりして、民間より非常に高い家賃を設定すると入ってこないというような、いろんなバランスもあって、やはりある程度借金のめどをつけながら返還して行って、最終的には黒字にもっていくという、普通の企業の流れと一緒にと思います。

○渡久地修委員 この年間820万円の赤字というのは、貸出料金の設定の問題で。820万円を上乗せしたら、絶対入ってこないような額になるんですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 この800万円というのは返済している期間の赤字ということで、20年債でやるのであれば、20年間は800万円ですが、これを返した後、つまり年間平均で1500万円ほど返しますが、それが終わった後、建物が残存していますので、そこからの収入というのはまだ入ってきます。で

すから返す金額はないですから、そこからは黒字になっていきます。

○渡久地修委員 年間820万円の赤字は20年間では幾らで、それを取り戻すのには、そこから何年かかりますか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 単純に言えば800万円かける20というのは1億6000万円。我々のシミュレーションでは、平成30年度以降は、二、三千万円の黒字が出てくる計算にはなっているので、四、五年後あたりには返すことはできるのではないかと思います。

○渡久地修委員 820万円の赤字にならないようにとんとんにやるとしたら、物すごく料金が高くなって企業が入ってこないくらいの額になるのですか。平方メートル当たりにしたらずかではないのですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 現在貸しているところが平方メートル当たり920円です。条例の定めが約1300円だったと思います。入居のために約二、三割安くして貸している状況です。

○渡久地修委員 自由貿易地域に入れる業種はどういう業種ですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 製造業、倉庫業、それから通関もやっていますが大体基本的には貿易をする企業です。

○渡久地修委員 今度入ってくるのも、それを想定しているわけですね。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 物流業で、特にANAを使えば、そういう移出入業の形態の業種です。

○渡久地修委員 これをつくって、県の収入や県民の利益になるという場合は、飛行機で来る、その倉庫を利用する、利用するとそこに利用料が発生するのかな。そしてその企業からの家賃収入が県に入ってくると、そういう理解でいいのですか。

○屋比久盛敏企業立地推進課長 あとは雇用が発生するということです。

○**渡久地修委員** イメージとして、例えばこれをたくさんつくって、全国から飛行機で荷物が来る、そして一たんこの保税倉庫に入る。入ってそのの使用料を払って、またそこから出て行って飛び立っていく。あるいは沖縄県内の国頭郡とかから来て、この保税倉庫に入って使用料を払ってまた飛んでいくと。このようなイメージですか。

○**屋比久盛敏企業立地推進課長** 使い方はいろいろあると思いますが、県内貨物を入れたり、トランジット貨物が入ってきたり、物が動くことよっていろいろな経済活動が発生すると思います。

○**渡久地修委員** この保税倉庫に入ることによって、この倉庫の使用者の企業に収入が入って県に賃貸料が入ると。それでこの倉庫を利用しないと県に一切入ってこないということになるのですか。

○**屋比久盛敏企業立地推進課長** 利用しなかったら、そういう話になると思います。

○**渡久地修委員** いや例えば、飛行機が来ますよね、そして集まって空港のANAの自分の施設内での積みかえとかなんとかいうのは、当然こことは関係ないから県に使用料とかなんとか入ってこないですよ。

○**屋比久盛敏企業立地推進課長** ANAの貨物基地は仕分け場ですが、ANA自体が持っているわけではなくて県内のディベロッパーが建てたものをANAが賃貸している形なので、そういう意味では同じような建物だと、それは航空貨物で手いっぱいなものですから、それ以外のものもつくって使えるのではないかとということです。

○**渡久地修委員** 物流保税倉庫に入ってくる貨物というのは、限られているのですか。自由貿易地域内には何でもかんでも運び出せるのか入れるのか。それとも国外だけか。

○**屋比久盛敏企業立地推進課長** 自由貿易地域ですから移出入と言いますか、そういう貿易を行うような業種に限りたいと我々は考えております。国内も含めてです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、観光商工部関係の陳情平成20年第201号外9件の審査を行います。

ただいまの陳情について、観光商工部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

勝目 和夫 観光商工部長

○勝目 和夫 観光商工部長 観光商工部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、議員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

観光商工部関係は、継続陳情が8件、新規陳情が2件となっております。

継続陳情8件のうち7件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず、処理方針に修正のある継続陳情1件について、御説明いたします。

修正のある箇所は、下線により表示しております。

説明資料の12ページをお開きください。

陳情第35号第三セクター・沖縄市アメニティプラン株式会社の融資に係る連帯保証人会に関する陳情の修正箇所について御説明いたします。

平成22年12月15日に開催された債権者説明会において、清算人から、沖縄市アメニティプラン株式会社の特別清算の進捗状況に関する報告がありました。

その中で、コリンザ施設の地主と同社との間の借地問題等の解決が難航していることから、債権者への弁済協定案の作成・提出が困難となっており、那覇地方裁判所に対し、当初12月22日までに提出を予定していた弁済協定案の提出期限を来年5月まで延長する旨の申し立てを行う予定であるとの説明がありましたので、その旨修正しております。

続きまして、新規陳情について、御説明いたします。

説明資料の18ページをお開きください。

陳情第188号海外移住者子弟留学生制度を継続するよう求める陳情、陳情者

ブラジル沖縄県人会会長与儀昭雄、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

事業棚卸しにおいて、委員から不要と意見が出された海外留学生受入事業のうち、アジア諸国の留学生受け入れについては廃止、海外移住者子弟を留学生として受け入れることについては、沖縄県行財政改革推進本部において、廃止ではなく課題を解決して再構築することが決定されました。

今後は、移住者子弟の実情等を踏まえ、海外県人会等とも意見交換・協議を行い、事業の再構築を図っていきたいと考えております。

続きまして、説明資料の19ページをお開きください。

陳情第193号尖閣諸島上陸視察決議に関する陳情、陳情者石垣市議会議長伊良皆高信、尖閣諸島の概要及び位置図を参考資料として配付しておりますので御確認ください。

それでは、陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

尖閣諸島は、魚釣島、久場島、大正島、北小島、南小島の5つの島と3つの岩礁からなっております。うち大正島は国有地、他の4島は民有地で平成14年4月から政府により借り上げられております。久場島、大正島については日米安全保障条約及び日米地位協定に基づき射爆場として米軍の使用区域として提供されており、上陸するには米軍の許可が必要になります。また、魚釣島、北小島、南小島の3島については政府の管理下にあり、上陸するには政府の同意が必要になります。なお、国が管理している3島については、政府として、原則、何人も上陸を認めないとの方針をとっております。

以上のことから、県としては上陸して視察・調査することに関しては、適切な手続きに基づき政府または米軍により判断されるものと考えております。

以上が、観光商工部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほどをよろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、具志委員から陳情第193号尖閣諸島上陸視察決議に関する

陳情が経済労働委員会に付託された理由について確認があり、勝目観光商工部長から交流推進課が所管している経緯及び知事公室で一元的に所管すべきであるとして知事部内で所管の再調整をしている状況が説明された。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 陳情第47号公契約条例の制定を求める陳情、全国的にもやはりこれを進めるべきだという方向にあるわけですが、観光商工部長はどういう認識ですか。

○勝目と夫観光商工部長 本会議でもいろいろ質疑が出ておりますが、他県の状況等も見ながら検討していきたいと答弁しているところでして、その域は出ておりません。

○当銘勝雄委員 特に、労働問題を所管している部ですから、単に公共事業の執行の話であるとか、そういうことではなくて、労働者の権利を守るとか、そういう観点から積極的に展開すべきだと思うんです。ですから私は2年ぐらい前からこの問題を取り上げましたが、県は余り関心がないのか、逃げているのか、もう少し積極的に展開する考え方はないのですか。

○湧川盛順雇用労政課長 現在、千葉県野田市で条例制定されているのですが、野田市でもやはり1つの自治体で解決できるものではなく国が法律を整備することが重要であるということで、1つのモデルケースということで取り組んだ経緯がございます。いろいろ見た中でも1自治体でやるには限界がありますし、今、公契約条例を制定するに際しての課題がまだ幾つか残されているようです。例えば最低賃金を守っていても公契約条例に違反した場合に罰則規定を設けることは違法ではないかとか、幾つか課題があるようでして、平成22年8月に栃木県が各都道府県に対して調査したのがあります、その中で公契約条例についてはどういう検討状況かということ調べたのがあります。条例化に向けて具体的な検討に入っているとか、検討は行ったが具体的な結論に至ってないとかというのはゼロです。1番多いのは35県で国や他都道府県の動向を確認中であるとか、あと検討を行っていない、その他ということで、まだ各自治体

でも具体的な検討に入れるような状況になっていないと理解しております。

○当銘勝雄委員 私が調べた範囲内では、全国的な自治体の中では500自治体取り組みしようとしていると思っていますのですが、今のゼロという答弁はおかしいのではないですか。

○湧川盛順雇用労政課長 ゼロというのは、先ほど話したとおり、ことし一平成22年8月に栃木県が各都道府県に照会した結果が、うちにも返ってきたものを説明したところです。

○当銘勝雄委員 皆さんは行政連絡会議がありますよね。その中でそういった議論はされてますか。市町村とか都道府県とかとの行政連絡会議があるでしょう。そこではいろいろと議論されていないですか。テーマとして上がってきていないですか。

○湧川盛順雇用労政課長 そこでは議論しておりません。

○当銘勝雄委員 労働行政を所管する課としては非常に消極的ですね。むしろ労働者の権利を守るためには、皆さん方から積極的に展開していかないと私は思うのですが、それが無いというのはおかしいですね。ないのであれば沖縄県から積極的に提起していくという考え方はないですか。

○湧川盛順雇用労政課長 先ほど話したような課題—最低賃金を守っても条例に違反したときに罰則規定を設けなければいけないのかとか。あと業者に対して最低賃金法上の地域最低賃金額を上回る賃金の支払い義務を条例で規定することは法律違反ではないかとか幾つかの課題がありますので、やはりそういう課題がクリアされない限りは少し厳しいのかなと考えております。

○当銘勝雄委員 それだけの問題ではなくて、例えば請負契約なども、下請あるいは孫請とかという形なども、そこにきちんとした設定がされていないと、いろいろなしわ寄せは全部労働者に回ってくるんですよ。そういうことで、これはILOにおいても大事であると取り上げられているのであって。毎回質疑すると思いますので、そういう気持ちでやってください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 陳情第193号尖閣諸島上陸視察決議に関する陳情についてですが、この件は以前から漁業者の皆さんから中国・台湾漁船とのトラブルがずっと続いていたんです。そういうときに去る9月7日に中国漁船と海上保安庁の巡視船が衝突した事件がありました。そして船長の逮捕・釈放とかがあって、初めて国も尖閣諸島は我が国の固有の領土であるということを明確に言っているわけです。今クローズアップされている尖閣諸島問題に集中しているわけですが、そういうときに石垣市もそういう決議をして、石垣市長を先頭に国に陳情に行っているわけです。そういうこともありまして、きょう石垣市議会で尖閣諸島開拓の日を定める条例を最終本会議で提案する予定で、午後3時からということで資料を先にいただきましたけれども、そういう動きまでしております。その中で先日皆様御案内のように2人の市議会議員が上陸をしてくすね、そこを視察したということで、とても思いが強いんです。この処理方針を見ておきますと県としては上陸して視察・調査することは、やはり適切な手続をして政府または米軍による判断だということが示されておりますが、実際に県としてはこれまで国に対してそういう動きはなされたかどうか、その辺からお聞きしたいと思います。

○勝目と夫観光商工部長 尖閣諸島における中国漁船との問題もあって、地元から操業とかいろんな面で影響があるというような要請を受けて、知事が文書をもって、その後いろいろ配慮してもらいたいというような形で要請活動を行っているところでございます。

○辻野ヒロ子委員 漁業者の皆さんが、本当に安心して、安全な操業ができるような状況ではないわけですよ。地元でも今クローズアップされているときにしっかりと国に訴えて県も力を貸していただいて、この領土問題を前向きに取り組んでいただきたいという思いなのです。今、地元では漁港をつくってほしいとか、灯台をつくってほしいとかいろいろ提案もありますけど、その点は御存じでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 そういう動きがあることは承知しております。

○辻野ヒロ子委員 そういうことも踏まえて、やはり排他的経済水域でありますし、また第11管区海上保安本部の皆さんも大変御苦勞しておりますけれども、

この問題は沖縄県は弱腰ではないかということで、かなり厳しく地元でも言われておりますので、もっと積極的に動けないのか。また、動けない理由があるのか、その辺はどうでしょうか。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、勝目観光商工部長から所管が他部局にまたがる部分もあるので、これ以上のコメントは差し控えたい旨の申し出があった。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

勝目 和夫 観光商工部長

○勝目 和夫 観光商工部長 他部局と連携して、今以上に漁船の安全の保障とか地元への配慮を連携していきたい、取り組んでいきたいと思っております。

○辻野ヒロ子委員 先ほど休憩中に話がありましたように、知事公室とも一緒になってこの問題は解決しないと、観光商工部だけでいいのかなという思いは確かにあります。ぜひ石垣市の住所を持っている尖閣諸島ですので、しっかりと守っていただきたいと思っております。それから、固定資産税の評価をしたいという理由を石垣市長はつけてやっているのですが、そういう中で観光商工部長は尖閣諸島を、上空からでもいいのですが、ごらんになったことはありますか。

○勝目 和夫 観光商工部長 見ておりません。仲井眞知事も視察をしたいということですので、できれば私もそういう機会に同行できればと考えております。

○辻野ヒロ子委員 以前、仲井眞知事も視察予定がキャンセルになった経緯があるのですが、上陸が難しければ、ぜひ上空からでも見ていただきたいと思っております。台湾・中国との関係が大変気にしておられると思っておりますが、今回2人の石垣市議会議員が上陸したことで、抗議の文書などが来ていたのでしょうか。

○瀬川義朗交流推進課長 報道によるところですが、中国外務省の副報道局長という方の名前で、従来どおり中国固有の領土であるということで、侵害は認められない、許されないという趣旨の発言がなされているようです。

○辻野ヒロ子委員 沖縄県には、そういったものは届いていないのでしょうか。

○瀬川義朗交流推進課長 現在のところ、そのような文書が直接県知事あて、もしくは沖縄県あてには届いてはおりません。

○辻野ヒロ子委員 やはり気になるのは中国・台湾との関係ですよね。国対国の問題になるのですが。やはりそういうことも踏まえながら石垣市議会議員の2人も、思い切り自分たちでこういう行動をしたのですが、かなりインパクトを与えたり、相手をいろいろと動揺させたりとかあったと思うんです。それも島の人たちの思いだということで受けとめていただいて、今回の尖閣諸島開拓の日を定める条例というのを石垣市議会できょう可決予定ですけど、それを踏まえて沖縄県ももっとしっかり領土問題、尖閣諸島問題を前向きに取り組んでいただきたいと思うのですが、観光商工部長の決意をいま一度聞いて、ぜひ知事公室とも連携していただいてやっていただかないと、この問題は、沖縄県の問題として強く訴えることができないと思いますので、いかがでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 今議会でも仲井眞知事から石垣市議会及び関係者の行動とか、例えばこの尖閣の日の条例の制定、これは尊重すべきだと答弁していただきましたので、今後もやはり地元と連携して、我が部だけではなく関係する部局も結構ありますので、そういったところと調整しながらうまく対応していければと考えております。

○辻野ヒロ子委員 この件はやはり地元から県議会でもできたら決議をしてくれないかという思いもあるのですが、今回は石垣市の状況を見ながら、また私たちの自民党会派でも話は出て、状況を見ながらやっていこうということになっておりますので、ぜひ今が時期ではないかという感じがしますので、前向きにしっかりと力強く国へも訴えていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 今の尖閣諸島の問題については、知事公室が所管すべきだという感想は、観光商工部長の個人的な見解ということにしておきましょう。

私たちもこれを観光商工部の問題とするには少し事が大き過ぎると思うのですが、問題は3つあると思うのですが、1つは政府が固有の領土と言うだけではなくて、この尖閣諸島を日本が占有する至った歴史的な経緯がありますよね。

そして中国もかつては日本の領土ということを知っていた歴史的な事実もいっばいあるわけですから、その辺も含めて沖縄県としても尖閣諸島は当然に日本の領土であり石垣市の行政区画ですというのを、ちゃんと歴史的な経過というのを説明しないとイケないですよ。これは国の責任ですよというのでは済まなくて、歴史的な経緯というものをきちんと説明できるようにやっていかないとイケないのではないですか。その辺はどうでしょうか。

○勝目 和夫 観光商工部長 日本国の領土でもあるし、沖縄県の行政区画でもあるということで、我々も尖閣諸島の経緯というものを含めてきちんと理解しておく必要が、改めて今回こういう事件等もあって感じたところであります。

○渡久地 修 委員 私はこの問題が起こって、前に質問するときいろいろな図書館とかで調べてみたのですが、かつてここは無主—いわゆる主のいない、最初に発見したのが、島名になっている人が発見して、そして日本の領土に組み入れられていくんです。その過程でも日本政府に貸してくれと言ったときも、ここは領土が確定していないからと言って1カ年待たされて、国際的にも明らかになって初めて日本領土にして、この人に貸すというような事実とかもいろいろあるわけですよ。そして中国の漁船が遭難したときに、そこの竹富の住民が助けて感謝状まで贈って、その感謝状にもちゃんと日本領だと書かれているわけですよね。そういったこともきちんと明らかにして、これを日本政府が中国を初め世界に、復帰してから説明を怠ってきたというのが大きな原因だと思うんです。ですから、この問題をきちんと世界に明らかにしていくというのは、沖縄県としてもぜひやっていただきたいと思っておりますけど、観光商工部長どうですか。機会は限られていますが、求められたときにはきちんと明らかにして、世界にも明らかにするという立場をやはり沖縄県としてもとるべきだと思います。

○勝目 和夫 観光商工部長 尖閣諸島はかつてアホウドリの羽毛などの採取業が始められたり、かつおぶしの製造工場があったり、漁業用に使われたりとやはりいろんな経緯があって、日本固有の領土という基本的な意見は国と全く一緒でございます。沖縄県自体も我が県の行政区として整理して、情報発信といいますか、どういう形でやるかは検討させていただきますけど、国と歩調を合わせる必要はあると思っております。

○渡久地 修 委員 正統な領土であるという歴史的な経過をきちんとやって、復

帰のときにもこの問題はいろいろ起こっているんです。日本共産党は1972年に尖閣諸島は日本の正統な領土であるという見解も出して、この前問題が起こったときに改めて歴史的な経緯も調べ直して、見解をさらに出しているんです。正統な領土であるということを世界と中国にもきちんと伝えていかないといけない。向こうの人たちは、その辺の経過を一切知らされていなくて、自分たちの領土であると思込まされている人たちがいっぱいいるんです。中国の地図にも日本の領土と、かつての地図にあるんです。そこを明らかにする必要があります。もう一つが、辻野委員が言った地元の人たちの安全を、不安をどう解消するかという点で、努力をするということと。もう一つ大事なのが、やはり平和的な外交手段で解決するということをきちんとやらないと、これを軍事的な衝突とか、エスカレートするやり方でやっていくと、これが紛争の種になってしまいますから、こういった問題はきちんと話し合いで粘り強い外交交渉で解決していくという立場を、沖縄県としてきちんと堅持をして日本政府にも求めていくし、沖縄県としてもその問題は確固として平和的な外交的手段によって解決するという立場を貫かないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 渡久地委員の御指摘のとおりだと思います。

○**渡久地 修 委員** 先ほど観光商工部長が言ったこの領土問題については、経済労働委員会の議論の中で、観光商工部の所管にするようなものではないと、これはとても重い問題だと。どうするかはちゃんと県知事としても知事公室でやるのか、あるいはどこがやるのかというのはきちんとやるべきだという意見があったというのは、伝えていたほうがいいですよ。どうでしょうか。

○**勝目 和夫 観光商工部長** 我々も知事部内部では県知事にそういう意見を申し上げているところがございます。県議会からも場合によってはよろしく願います。

○**渡久地 修 委員** これについては経済労働委員会の総意として、そういう意見があったということを伝えていただければありがたいと思います。

あと3ページですが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用した中小業者支援に関する陳情ですが、この陳情の記の1の小規模修繕工事等希望者登録制度に関する処理方針については異論はないんです。この前の本会議において小規模修繕工事等希望者登録制度について質問したときに、県として実施してほしいという質問をしましたら、観光商工部長は10月に各部局に調査を依

頼したということを知って喜んだんですけど、その後、これは工事の品質が見込めないからできないという。あれを聞いてガクッときたんですけどね。これは、中小業者を育てていく観光商工部長の答弁かと思ったんですが。観光商工部長、宜野湾市、沖縄市、浦添市、うるま市などではやっているんですよ。そこでは品質をいい加減にやっているのですか。私はああいう答弁はおかしいと思うんですけどね。50万円以下とか100万円以下とか決めて、小さなものは小さな業者にも公平に仕事が受けられるようにしてくださいと、県のこういった修繕工事とかも。これが今の経済対策の中に非常に求められていると思うんですけどね、いかがですか。あの答弁は私は納得いかなかったんですが。

○勝目 和夫 観光商工部長 宜野湾市などを我々が調べたところ、130万円以下で、チェックの方法なのですが、やはりちゃんと納税一滞納がないかとかというようなどころなどは、チェックされて、ノミネートして、そういうふうに契約とかはやっておりまして。沖縄県は10月に各部局を調べております。そのときにはチェックの方法が、要するにノミネートする方法、これについてなかなか難しいと。やはりどうしても例えば財務状況とか技術を持っているとかですね。ある程度チェックしないとなかなか相手に従来どおり入札登録ですか、やらないと難しいということだと。一応130万円以下の事業が、ほかの部局の話では、なかなかそういう事業もないという実情等があって、やはり県レベルで実施しているところが全国ではほとんどないということもあって、やはり市町村に実はもっと頑張ってもらいたいという意見などがございました。

○渡久地 修 委員 例えば沖縄県の公共施設で高等学校があるのですが、団地があるんですよ、沖縄県庁舎もあるんですよ。こういったものの修繕を一括してまとめて大きいところにやって、この大きいところがすべて下請けに回しているのが実態ではないかと思うのですよ。それをここにやっていけば、小さな業者はとても助かるという制度なのです。ですから沖縄県に仕事がないのではなくて、沖縄県の持っている公共施設の話をしているのであって、この公共施設の修理・修繕ですから、そういったものはこういった小さな業者に発注できるような仕組みを考えてくれませんかという趣旨なのです。

○勝目 和夫 観光商工部長 仕組みとして沖縄県が進めているのは、小さいところが集まって、官公需の法に基づいて組合化するというのを、今進めておりまして、13か14の組合が今このように受注をするような組合に成長して、受けているというのはありまして。こういう組織化していきたいという意図で、そう

いう対策はとっております。

○渡久地修委員 時間がないからきょうはこの程度にとどめておきますが、経済活性化という意味では、沖縄県では、とにかく大きな公共工事はとれない、小さな一人親方のところもあるのです。そういったところに仕事が回るようにぜひしてほしいという制度ですから、これはぜひ検討していただきたい。

それと同じく地域活性化・経済危機対策臨時交付金で、この前、緊急経済対策という点で住宅リフォーム制度ということで秋田県のものを紹介したのですが、1府19県で広がっていると土木建築部長は答弁したけれども、あれは皆さん方観光商工部の所管ではないかと思ったのですが、住宅リフォームというものからすると土木建築部の所管になっているのですが、経済活性化となるとまさにこの交付金を使った皆さん方の所管ではないかと思ったのですが。例えば秋田県では最高限度額10万円—1割、10万円出すと最高限度額100万円以上の住宅リフォームが発生するわけですよ。そこを地元の企業にあっせんして、経済対策としては物すごい経済効果があると国も認めて、今、全国に広がりつつあるんです。ですから沖縄県でも経済対策としてぜひ検討すべきだと思ったのですが、土木建築部長もこの前は市町村とも連携して検討したいと前向きな答弁をしたんですけど。経済活性化という意味で、皆さん方検討していただけませんか。どうでしょうか。

○勝目と夫観光商工部長 今県議会でも土木建築部長が答弁していたようですが、いい制度、効果的な制度だと思いますので、土木建築部と連携して、協力できるところはどんどんやっていきたいと思います。

○渡久地修委員 これは今度、山形県にも広がって、非常に緊急経済対策としても抜群だといって、秋田県では1年間の予定であったが次年度もやることになって、予算も措置したら半年間で使い切ってしまうと、何倍も補正予算をやって、経済対策として非常に喜ばれている制度なので、これは沖縄県でこそ必要だと思いましたので、ぜひ頑張ってください。終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 渡久地委員の質疑と関連するのですが、陳情とは直接的には関係ないのですが、少しお聞きしたいと思っております。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前島委員から中小企業の皆さんとの懇話会があるか、また所管課はどこか確認がされ、勝目観光商工部長から沖縄県中小企業の振興に関する条例により各中小企業団体の代表者を構成員とする意見交換会を開催し中小企業支援計画を策定している、また産業政策課が所管していると説明があった。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

前島明男委員。

○前島明男委員 私がなぜそのことを聞くかという、中小企業の皆さんから沖縄県中小企業の振興に関する条例をつくったが、会合が数多くなかなかもたれていないという意見があったものですからお聞きしようと思って。現場の意見というのは大事なのですよ。せっかく沖縄県中小企業の振興に関する条例ができて皆さんの意見を集約しているわけですから、それで終わりではなくて。常日ごろからの関係者との意見の交換、やはり現場において行って、あるいは彼らから聞いてと。懇話会なるものをつくったらどうですか。正式な、必要に応じて彼らに来てもらうのではなくて。中小企業の振興・活性化なくして沖縄の活力も出ないわけですから、そういった意味では非常に重要なんで中小企業の皆さんの活性化というものは。行政側と中小企業の皆さん方との常日ごろから細かいものがあれば、それをもとに年に数回、三、四回なりもっとでもいいですよ。常に皆さん方の議論を聞いて、それを行政施策に反映させると。行政懇話会なるものをつくったらどうですか。

○安里肇産業政策課長 今、観光商工部長からもありましたが、沖縄県中小企業の振興に関する条例に基づいて会議を設定しております、中小企業振興会議をです。その下に専門部会を設けることができるようになっております。今、前島委員からあった件については、先週、県に一私どもで受けたのですが、中小企業家同友会から同様の趣旨の申し入れがありまして、それを受けて早速、今月中に実務者一事務レベルで1回会議を開いて、残り3月までですけど、その間にどういった進め方をしたらいいのかを、今月中に1回開くことになっております。申し上げました中小企業振興会議は、8月に1度は開いておりますけれども、あと2回ほど開いてほしいという申し入れはありましたけれども、

これについても先ほど申し上げました、今月中に事務方で今後の進め方とか意見の聴取の仕方について少し詰めましょうということで、今相談をしているところであります。

○前島明男委員 私どものところに要望が来ておりますので、ぜひ中小企業振興会議なるものを、年間数多く持つようにして、常に現場の生の声を聞いて、皆さんそれを行政施策に反映させるようにしていただきたいということを要望して終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第188号、18ページ、海外移住者子弟留学生制度を継続するよう求める陳情です。処理方針では廃止ではなく再構築するとあるのですが、ことしは8人受け入れていると思うのですが、新年度はどうなるのですか。

○勝目と夫観光商工部長 人数の確定はまだしていませんが、今までとほとんど同じくらいの規模での受け入れになると考えております。

○瑞慶覧功委員 海外県人会とも意見交換会・協議をしたいとあるのですが、これは直接行くのですか。

○勝目と夫観光商工部長 いろんな意見を伺っております。県内にも海外県人会の代表がおられますので、その方々とまず意見交換したいと思っています。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 陳情第193号、19ページ、尖閣諸島上陸視察決議に関する陳情についてです。観光商工部長、沖縄県議会議員48名で尖閣諸島は我が国の領土であるという決議をしたことを御存じだと思っております。その後、県知事が政府に要請するとき、県知事も一緒になって尖閣諸島の問題を政府に要請したと思っておりますが、観光商工部長が知っている範囲でどういう要請だったのか少し説明願います。

○瀬川義朗交流推進課長 沖縄県知事の要請活動は、10月の13日、14日の両日にわたりまして、仙谷内閣官房長官、前原外務大臣等々へ要請活動を行いました。内容は今回の衝突事件を受けた上でのことでしたので、先ほどから出ております漁場の安全確保、業業者の諸利益の確保等々、毅然とした態度で内外に領土であることを示すように、表明するよというこの要望が主な内容になっています。

○中川京貴委員 歴史的にも日本の領土であるということと、そして石垣市の地番もあるということで、今回こういった事件が発生したのですが、やはり実効支配をしているという政府のテレビや国会答弁にもあるのですが、行動しなければ尖閣諸島が沖縄県なのか、我が国の領土であるのかということができないということで、今回、石垣市議会議員の2人は勇気ある行動だと思っておりますが、上陸をしているような環境調査、また過去に人が住んでいたという調査をして報告をされています。そういった意味では、今、観光商工部長がいろいろ答弁をされていました。辻野委員、渡久地委員からいろいろ質疑が出ていましたけれども、やはり尖閣諸島が石垣市であり我が国の領土であるという意志表示をするためにも、19ページの経過処理方針等の「政府または米軍により判断されるものと考えております」という処理でいいのか。本来でしたら政府または米軍に対して沖縄県も要請していききたいという処理方針であるべきだと思いますが、観光商工部長どう思いますか。

○勝目と夫観光商工部長 今県議会でも県知事は、石垣市の条例制定等の動きについても尊重したいということはおっしゃっています。ただ地主とか利害関係者は当然おられますので、そういうところとの調整は十分図っていく必要はあると思っておりますし、県知事自体も県議会で上陸については今のところ考えていないと。ただ、視察については過去2回ほどチャレンジしたけどタイミングが合わなくてですね。ただ、行政視察はしたいという答弁をしておりますので、我が部としてもそういう県知事の、関係する部局とか県知事の動きとも合わせて対応していききたいと思っております。

○中川京貴委員 観光商工部長、19ページの処理方針等の、「以上のことから、政府または米軍により判断されるものと考えております」という処理方針でいいのですかということです。

○勝目と夫観光商工部長 陳情の要旨が、「尖閣諸島に上陸し、視察・調査す

ることを決議したので配慮してもらいたい」という要旨なので、我々としては、その答えとしては、そういうところに適切に、許認可はしかるべくとっていただきたいというぐらいの今回は要旨でございます。

○中川京貴委員 今、観光商工部長が答弁されたように、県知事も政府に対してそういった働きかけをして、石垣市は沖縄県であり我が国の領土であるという意志表示をしていることから、やはり沖縄県としても石垣市議会の決議に対しては一緒になって行動していくんだという強い意志表示が必要だと思うのですが、観光商工部長はどう考えますか。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、勝目観光商工部長から沖縄県としての意志表示は関係部局と十分調整をしないと出せない。今回のものは観光商工部のみの処理方針として御理解願いたいと説明がされた。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 本陳情は石垣市議会議長名で出されておりますし、沖縄県議会でも48名の議員が、我が国の領土であり実効支配をしていると決議しておりますので、そういった意味では沖縄県も、県知事が先頭に立ってやっておりますし、県内部の部局の所管がどうのこうのではなくて、経済労働委員会でそういった声がありましたということで伝えていただいて、この件は来年も出てくると思いますので、あっちだこっちだではなくて、ちゃんとした審査のできるようにしていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 資料を見ますと民有地がありますよね、それから国有地があると。今度は賃貸借契約が発生して契約者がそれぞれいるわけですよね。地代というのは払われているのですか。

○瀬川義朗交流推進課長 4島とも借り上げがなされておりました、報道でも

出ておりますが、年間2400万円余りということ聞いております。

○仲宗根悟委員 この軍用地なのですが、射爆場として使われているところがありますよね。こちらは軍用地としてどういう使われ方をしているのか。久米島の射爆撃場のように実弾が撃ち込まれているのでしょうか。

○瀬川義朗交流推進課長 射爆撃場ということで米軍に提供されておりますが、過去30年ほど利用はなされていないようです。

○仲宗根悟委員 利用はされていないけれども、防衛施設局から米軍施設として使用料は払われているということですよ。

○瀬川義朗交流推進課長 そういことです。

○玉城ノブ子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、具志委員から情第193号尖閣諸島上陸視察決議に関する陳情の審査に関連して、日本の領土・領海、沖縄県及び石垣市の行政区画である尖閣諸島問題について、地元任せではなく沖縄県として真剣に広範囲にわたる議論が行えるよう執行部の所管や体制を整備してもらいたいと要望がされ、勝目観光商工部長から都道府県には領土問題を所管する部署はなく執行部としても対応に苦慮していると説明がされた。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 陳情平成21年第194号、11ページ、平成21年中城港湾（新港地区）振興に関する陳情の記の3のI T津梁パーク事業の現況及び今後について説明することとあるのです。私もこの説明を聞きたいと思ひまして、この間利用料等の引き下げを決定したということもあって、では一体どうなっているのかということ、内閣総理大臣もいらっしゃるみたいですが、本委員会で説明をいただけないでしょうか。

○米須清光情報産業振興課長 I T津梁パーク事業の現況及び今後についてですが、現況についてはオフショア開発、人材育成など中核機能支援施設A棟が平成21年6月に供用開始し、同機能を担う中核機能支援施設B棟並びにI T津梁パークへの企業進出を支援いたします企業立地促進センターがことし平成22年9月に供用開始しております、現在中核機能支援施設に10社、企業立地促進センターに2社の入居が決定しており、これらの施設で、現況で約200名が就業しております、最大で約800名まで拡大する見込みをしております。

今後につきましては、民間I T施設が入居企業決定後に整備する方針となっております、現在も幾つかの企業が立地に関して問い合わせをし、交渉をしておりますが、現時点での入居決定企業はまだ決まっておられません。沖縄県といたしましては企業誘致を積極的に進めて、今後民間I T施設の整備を促進して、雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

○上里直司委員 新聞で報道されていた、たしかI T津梁パーク内の施設に関しての利用料でしたよね。それがなぜそのようになっているのかということの説明願いますか。

○米須清光情報産業振興課長 民間I T施設につきましては、無償譲渡特約付賃貸契約をするのですが、土地を県がディベロッパーに貸して、ディベロッパーが建物をつくったものを県が借り上げます。その賃料を安くして民間I T企業に県から建物をお貸しするのですが、15カ年を経過した後は県に建物を無償で譲渡していただくという仕組みで、民間の資金を活用した建物をつくって、より安い建物を民間I T企業にお貸ししようという形で考えておりますが、現況の土地を提供できる賃料が1320円で設定されておまして、これを元に建物の坪単価を計算しますと、大体坪当たり6200円になります。その地域の民間のビルの賃料が大体4500円から5000円内外というところもございまして、なかなかこれまで多くの企業と交渉してまいりましたが、ここで2000平米から5000平米クラスの建物を建てるという最終的な結論を出していただける企業がいなかったと、今回賃料を1320円から581円に賃料を下げることによって、建物の坪単価を大体5500円ぐらいまで落として、民間中位の賃料単価とほぼ同じに持って行けると。そうすることによって企業が立地するインセンティブを高めることによって、早期に民間のI Tビルを建設できるということで、現在の単価となっております。

○上里直司委員 とにかく対応して、入居企業を誘致したいという気持ちはわ

かりました。肝心かなめのディベロッパーが手がけるのかどうかというのが、これがないと始まらないわけですよ。どちらが卵でどちらが鶏なのかわからないのですが、この建物を建ててもらおうディベロッパーの申し込みは来ているのですか。それを教えてください。

○米須清光情報産業振興課長 この仕組みの場合には、借りる企業がないと建物を着工できないという仕組みになっておまして。まずIT企業が2000平米から5000平米の建物を建てたいと言った場合に、それに対応してディベロッパーを公募いたしまして、坪幾らで建てられるのかと、企業のビルを建てるにしても仕様がいろいろございますので、そういう仕様も聞いた上で県・ディベロッパー・IT企業の三者の合意がとれて初めて建設ができるということになります。一番最初はそこに進出していただく企業がないことには建てられないということで、今私どもは平成20年度から交渉をしているのですが、その合意が、単価の問題とかありまして、なかなか決着つかなかったと。今も何社か交渉しておりますが、単価を安く抑えて企業が進出するインセンティブになりますので、それで早急な着工に持っていきたいと考えております。

○上里直司委員 皆さんの考えだと単価を下げれば入りたいという企業がいる。実際にそういう企業がいたから下げようということなんですよ。

とにかく、これが成功しないと中核機能支援施設A棟・B棟というのは中核ですから、それ以外のものが出て来ないと、本当にIT津梁パークというのは成功しないはずですから、ぜひ頑張ってくださいと思います。

天然ガス採掘工事に関する陳情、これは陳情第55号ですが、これは直接陳情にかかわる部分とは異なりますけど、補正予算で随分大きな金額で、天然ガスの採掘が緊急調査事業でしょうか、やられていて、ここでは陳情が本委員会に付託されているのですが、皆さんがこれから進めようとする事業で、このように住民が不安を感じたりとか、いわゆる鉱業法第64条の規定に、この補正予算に上がっている事業が、どのようにクリアするのかということについて御説明いただけますか。

○安里肇産業政策課長 緊急経済対策の補正予算で6億円のうち国費4億円ということで要求させていただいております。今回補正予算を要求しておりますのは調査事業です。実際に鉱業法にかかわる掘るといような、物理的に地面を掘るということではなくて、いろいろ調査の仕方はあるようですが、今回は衝撃波を地面から与えて、その反射波を測定することによって、そこに天然ガ

スがあるかどうかという、そういう調査をするということのようですので、今、御質疑のあった直接住民が被害を受けるとか苦情が出るようなことは、今のところ想定しておりません。

○上里直司委員 今、可能性がわかれば、判明すれば、当然これと同じようなことが出るとは思いません。これは陳情の趣旨とは違いますが、この陳情にもそういう意味では誠実に向き合う必要があるのではないですか。皆さんが今やろうとしている事業があり、しかし実際には住宅街の中で採掘をしようとしたところもあって、そこは住民に不安を与えているということですので、この陳情については、何らかの形で誠実に対応していただきたいということを要望しますが、いかがですか。

○安里肇産業政策課長 確かに住民が心配をしているというのは、この陳情にあらわれておりますが、沖縄総合事務局とも関係しますので、向こうともいろいろ連絡をとり合って確認をしているのですが、今のところ私どもの調査なりでは、住民が心配しているような、例えば地盤沈下であるとかそういった直接的な被害が発生しないであろうというような、そういった結果を踏まえて許可が法的に出ているということだと理解しております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、観光商工部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項労働問題についてに係る駐留軍等労働者の復職問題についてを議題といたします。

ただいまの議題について、観光商工部長の説明を求めます。

勝目和夫観光商工部長

○勝目和夫観光商工部長 駐留軍等労働者の復職問題について、口頭で御説明申し上げます。

去る12月7日に、福岡高等裁判所那覇支部において、元基地従業員の方に対する控訴審判決が言い渡されました。

この裁判は、米軍基地—キャンプ瑞慶覧で勤務していた元基地従業員の方が、平成19年12月に制裁解雇処分を受けたのは不当であるとして、雇用主の国を相手に解雇処分の取り消しを求めたものであります。

判決で福岡高等裁判所那覇支部は、1審の那覇地方裁判所の判決を支持し、国に対し解雇の無効と未払い分賃金の支払いを命じております。

なお、上告の期限は12月21日となっております。

以上で、駐留軍等労働者の復職問題について説明を終えさせていただきます。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、駐留軍等労働者の復職問題について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

玉城満委員。

○玉城満委員 判決は12月7日でしたよね。あれから7日たって、7日以内に防衛省に通知したり、そして今、日米協議をしている最中なのか、まだ7日以内に防衛省に通知が行っていないのか。その事実関係はどうなっていますか。もう14日は過ぎていきますからね。

○湧川盛順雇用労政課長 通知を受けた日から7日以内というのは、判決が確定したときからということですから、今はまだ確定していないという状況です。

○玉城満委員 これは判決の日からではないのですか。

○湧川盛順雇用労政課長 例えば、今は高等裁判所判決ですが、これを上告して最終的に最高裁判所で確定したときから7日以内という解釈です。

○玉城満委員 これは上告の流れに確実になるということですか。

○湧川盛順雇用労政課長 新聞報道によりますと、前に社会民主党の方が国に

要請しているのですが、そのときには北澤防衛大臣は12月21日が上告期限であるので、それまでに検討したいということです。

もう一点、県が沖縄防衛局に確認したのですが、向こうからは、今、関係機関と調整中と。その結果を踏まえて適切に対応したいということです。現在検討中と理解しております。

○玉城満委員 では、そこから7日と逆算すると、来年1月前半で解決、復職するのか、復職できないのかというのは、スケジュール的には1月前半ということになりますよね。

○湧川盛順雇用労政課長 そういうことではなくて、今は国が上告をするかしないかという判断の期限が12月21日ということで、仮にこれが上告されるとすると最高裁判所で審議されますので、その確定した後に7日以内に通知という流れです。

○玉城満委員 上告されないケースでは、最短で解決する時期というのは大体いつごろと予想されますか。

○湧川盛順雇用労政課長 単純に計算しますと、12月21日が上告期限ですので、そこで確定することになると思います。裁判としての無効判決は確定しますので、それから1週間ということですから、年末の休日があるのでどういうカウントをするのかわかりませんが、そういうイメージになると思います。

○玉城満委員 30日間の協議がありますよね。その辺の説明をお願いします。

○湧川盛順雇用労政課長 流れとしては、いわゆる解雇無効の判決をして、それを受けて米軍に通知をすると。通知をしたら、その通知を受けた日から7日以内に従業員を就労させるのかさせないのかという判断を日本政府に通知すると。日本政府はその通知を受けたら日米で、実際的な解決を図るため遅滞なく協議をするということになっております。協議をした後に、協議の開始の日から30日以内に解決できたときには復職、できないときには米軍施設内で働くことはできないという流れになるかと思っております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、駐留軍等労働者の復職問題について質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

先ほど審査した駐留軍等労働者の復職問題についてに係る駐留軍等労働者の地位の確保に関する意見書を議員提出議案として提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、駐留軍等労働者の地位の確保に関する意見書を議員提出議案として提出するかどうか及び文案、提案方法について協議した結果、議員提出議案として意見書を案のとおり提出することで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

議員提出議案としての駐留軍等労働者の地位の確保に関する意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第20号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第20号議案は可決されました。

次に、甲第3号議案平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情20件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察・調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察・調査日程について事務局より説明した後、協議を行った結果、視察先及び視察時期については案のとおり実施することで意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察・調査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、前島委員から陳情第193号尖閣諸島上陸視察決議に関する陳情の審査に関連して、尖閣諸島問題は各部局が関係しており所管がはっきりせず円滑な委員会審査が行えないことから、経済労働委員会としてしかるべき方法で執行部等に対して申し入れるよう要望があり、意見の一致を見た。)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 玉城 ノブ子